

Ⅱ 有機農産物の JAS 規格 別表等資材の 適合性判断基準及び手順書

平成 23 年度規格改正案対応版

平成 23 年度農林水産省委託事業

作成：有機使用可能資材リスト化事業検討委員会

（事務局：株式会社三菱総合研究所）

はじめに

有機農産物の JAS 認定事業者が、JAS 規格に適合した資材を使用する際、どのような情報をどこまで評価して適合/不適合の判断を行うかは、事業者や登録認定機関により異なる場合があるのが現状です。場合によっては同じ資材で適合か不適合かの判断が分かれていることもあります。このような背景から、平成 22～23 年度農林水産省「有機 JAS 規格制度等信頼向上委託事業」において、資材の評価基準及びその具体的手順を文書化したものが本冊子です。さらに、本冊子に基づき有機 JAS 規格に基づく使用可能資材であると評価された資材をリスト化し、生産行程管理者が当該資材を改めて確認することなく、資材の選択ができるようにすることを目標としています。平成 23 年度同事業では、これら使用可能資材の一部を農林水産省名でリスト化しましたが、今後は、全ての使用可能資材のリスト化が強く望まれると共に、本冊子についても、有機 JAS 規格改正等に応じて、継続的に改訂されることが不可欠です。

この冊子の使用目的

- 本冊子是有機 JAS 規格に基づく使用可能資材リストの作成（平成 23 年度農林水産省「有機 JAS 規格制度等信頼向上委託事業」）のための評価手順書として使用されます。
- 作成予定の資材リストでは、すべての JAS 適合資材をカバーすることはできないので、未掲載の資材については、個別に評価していただく必要があります。その際、生産行程管理者または、登録認定機関が評価する際の手順書として活用できます。

使用にあたっての注意事項

- この冊子は、今後に改正が予定されている有機農産物の日本農林規格案に基づき作成されています。本規格改正後は改正内容を考慮して判断する必要があります。
- この冊子で対象としているのは、外部からの投入資材を使用する際の適合評価です。評価基準の冒頭にも記載しているとおり、有機農産物の生産行程管理者は、外部投入資材を使用する前に、有機農産物の生産の原則(第 2 条)、及び肥培管理の本則(第 4 条)に則った土づくりを行うことが前提で、その補足としての外部資材であることを常に心がけておく必要があります。
- この評価基準・手順書については、一定の周知期間を経た後、各事業者・登録認定機関は、資材評価の際にこの基準に従って行うことが求められます。
- 海外の有機 JAS 認定事業者が使用する資材については、この評価基準・手順書に概ね準じた形で判断することになります。

目 次

第 1 章 肥料及び土壌改良資材（別表 1）	24
1. 1. 肥料及び土壌改良資材の適合性判断基準	24
1. 1. 1. JAS 規格に規定されている内容	24
1. 1. 2. 確認の範囲	25
1. 1. 3. 確認の方法	27
1. 1. 4. 判断基準	28
1. 1. 5. 資材リストを作成するにあたっての特記事項	31
1. 2. 別表 1 の対象資材における個別判断手順書	32
1. 2. 1. 植物及びその残さ由来の資材	32
1. 2. 2. 発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	33
1. 2. 3. 食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材	34
1. 2. 4. と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材	36
1. 2. 5. 発酵した食品廃棄物由来の資材	37
1. 2. 6. バーク堆肥	38
1. 2. 7. メタン発酵消化液（汚泥肥料を除く。）	38
1. 2. 8. グアノ	39
1. 2. 9. 乾燥藻及びその粉末	39
1. 2. 10. 草木灰	39
1. 2. 11. 炭酸カルシウム	40
1. 2. 12. 塩化加里	40
1. 2. 13. 硫酸加里	40
1. 2. 14. 硫酸加里苦土	41
1. 2. 15. 天然りん鉱石	41
1. 2. 16. 硫酸苦土	41
1. 2. 17. 水酸化苦土	42
1. 2. 18. 軽焼マグネシア	42
1. 2. 19. 石こう（硫酸カルシウム）	42
1. 2. 20. 硫黄	43
1. 2. 21. 生石灰（苦土生石灰を含む）	43
1. 2. 22. 消石灰	43
1. 2. 23. 微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）	44
1. 2. 24. 岩石を粉碎したもの	44

1. 2. 25. 木炭	44
1. 2. 26. 泥炭	45
1. 2. 27. ベントナイト、パーライト、ゼオライト、バーミキュライト、けい そう土焼成粒	46
1. 2. 28. 塩基性スラグ	46
1. 2. 29. 鉱さいけい酸質肥料	46
1. 2. 30. よう成りん肥	47
1. 2. 31. 塩化ナトリウム	47
1. 2. 32. リン酸アルミニウムカルシウム	47
1. 2. 33. 塩化カルシウム	48
1. 2. 34. 食酢	48
1. 2. 35. 乳酸	48
1. 2. 36. 製糖産業の副産物	49
1. 2. 37. 肥料の造粒材及び固結防止材	49
1. 2. 38. その他の肥料及び土壌改良資材	50
第 2 章 農薬（別表 2）、及び収穫後の施設で使用される薬剤（別表 4）	53
2. 1. ほ場又は栽培場における有害動植物の防除目的で使用される資材 （農薬（別表 2））の適合性判断基準	53
2. 1. 1. 農薬（別表 2）の使用の前提	53
2. 1. 2. 別表 2 の防除資材の使用にあたっての評価	54
2. 1. 3. 特定防除資材	56
2. 2. 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る 管理において使用される資材の適合性判断基準	58
2. 2. 1. JAS 規格記載事項	58
2. 2. 2. 主な資材	58
第 3 章 土壌又は植物に施されるその他の資材	61
3. 1. 土壌又は植物に施されるその他の資材の適合性判断基準	61
3. 1. 1. JAS 規格に規定されている内容	61
3. 1. 2. 経過措置	61
3. 1. 3. その他の一般管理資材に関する判断	62

第1章 肥料及び土壌改良資材（別表 1）

1. 1. 肥料及び土壌改良資材の適合性判断基準

1. 1. 1 JAS 規格に規定されている内容

1. 1. 1. 1 有機農産物の肥培管理の原則

有機 JAS 規格に準拠した肥培管理を行うにあたっては、JAS 規格第 2 条の有機農産物の生産の原則、及び第 4 条の生産の方法の肥培管理の項目に従う必要がある。

有機農産物の生産の原則(第 2 条)

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力（略）を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。

生産の方法(第 4 条)－肥培管理の項

当該ほ場において生産された農産物の残さに由来する堆肥の施用又は当該ほ場若しくはその周辺に生息し、若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ること。ただし、当該ほ場又はその周辺に生息し、又は生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあっては、別表 1 の肥料及び土壌改良資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及びその原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないものに限る。以下同じ。）に限り使用すること又は当該ほ場若しくはその周辺以外から生物（組換え DNA 技術が用いられていないものに限る。）を導入することができる。

この判断基準は、肥培管理の項「ただし…」以降に規定された別表 1 の資材を使用するにあたっての適合評価のための判断基準であるが、この判断基準に適合していれば何でも使用可能であると考えるのではなく、上記の原則及び肥培管理の前段に記載された、土づくりの重要性を前提としている。この判断基準に基づいて別表 1 に適合すると評価された資材を使用する場合、上記の前提を、念頭において使用しなければならない。

1.1.1.2 外部導入資材に関する規定

上記に記載されている別表 1 の資材に関する 2 つの条件を以下に再掲する。別表 1 のすべての資材について、これらの 2 つの条件を満たす必要がある。

- 製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの
- その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの

1.1.2 確認の範囲

1.1.2.1 用語の定義

用語	定義
化学的処理	化学的に合成された物質を使用して処理することを指す。(製造工程で化学合成反応を起こさない場合や最終的な製品に使用した化学合成物質を含有しない場合を含む。)
化学的に合成された物質	化学的手段(燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化等の化学変化を含まない)によって、化合物を構造の新たな物質に変化させることを化学合成といい、これにより得られた物質。(以下、「化学的に合成された物質」を「化学合成物質」という。)
化学的に合成された物質の添加	製造工程において化学的に合成された物質を添加することを指す。(助剤的なものや、触媒的なものも添加に含まれる)

注1) 「化学的に合成された物質の添加」と「化学的処理」について

JAS 規格における位置づけは以下のとおり。

- 化学的に合成された物質の添加：
JAS 規格本則に、製造工程において化学的に合成された物質を添加しないことが規定されているので、別表 1 の資材はすべて化学的に合成された物質を添加してはならない。
- 化学的処理：
別表 1 の一部の資材について、基準欄に「化学的処理を行っていない」天然物質に由来したもののみ認められている。

また、CODEX の「資材を追加する際の要件」では、次の基準が示されている。

「その原材料が、植物、動物、微生物、又は鉱物に由来するものであって、かつ、物理的(例：機械的、熱的)、酵素的又は微生物的な処理(コンポスト、発酵)を受けてもかわらないもの(上記のような処理方法が枯渇した場合。加えてキャリア、つなぎに使われる資

材に限っては化学的処理も考えられる)」

1.1.2.2 製造工程に関する確認

(1) 製造工程の範囲

次の段階を製造工程として、確認の対象とする。

- ① 資材の製造場における、原材料(主原材料、添加材及び加工助剤を含むすべての投入物)の投入から製品の包装までの工程
- ② 別表 1 に記載されている基準欄に、「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること」と記載されている肥料・土壌改良材及び一般管理資材については、①に加え、①に使用する原材料が天然物質由来であることを把握できる工程

(2) 製造工程の補足

前項に関して以下の補足をする。

- ・ 上記①について、原材料のさらなる原材料の製造工程まで確認の対象とするかどうかは、様々のケースが想定される。詳細は、第 2 章の個別判断に記載する。
- ・ 単なる「混合」(原材料のそれぞれの特性がそのまま維持されたもの)については、その原材料を対象として上記①の製造工程の確認を行う。

1.1.2.3 遺伝子組換え遺伝子組換えに関する確認

(1) 遺伝子組換えに関する原材料の生産段階の範囲

遺伝子組換え技術が開発されている農産物を原材料とする場合は、その農産物の生産方法が遺伝子組換え由来であるかどうかまで遡って確認を行う。

(2) 原材料の生産段階の補足

経過措置により非遺伝子組換えの原材料が入手困難であると定められている資材については、確認の対象外とする。

(3) 酵素、微生物等の確認の範囲

酵素、微生物等については、当該資材の製造工程に使用する酵素、微生物等のみを確認することとし、原材料の製造工程に使用する酵素、微生物等まで遡って確認しないこととする。

なお、酵素の製造工程における化学的処理については問わない。また、微生物の培養に使用する培地については、確認の範囲を個別手順書において記載している。

1.1.3 確認の方法

1.1.3.1 資材に関する情報の入手

(1) 製造工程図の入手

資材の評価をする者は、資材製造者から、当該資材の原材料情報および製造工程図を入手し、これに基づき確認を行う。当該事業で作成された記入書式を活用することにより、必要十分な情報を入手することが望まれるが、同様の情報が含まれる場合にあっては、これに代わる書式でもよいものとする。

また、原材料の肥料登録証や、届出証がある場合は、併せて提出を求める。

資材製造者に対しては、原材料の由来に関する資料の提出に際して、資料の記載内容について責任を持って確認を行うことを求める。

(2) 判断日、有効期限について

資材に関する資料を入手する際、作成日と有効期限の明示されたものを入手すること。申請内容について、原材料・添加材の変更、製造工程の変更等が生じた場合は、資材製造者より速やかに変更の届出を行うこととする。変更の報告が速やかに行われなかった場合は、有機使用可能資材リストから当該資材を削除する。

また、適合性判断結果の有効期限については、可能な限り設定することが望ましい。

1.1.3.2 確認時の注意点

(1) 公定規格の分類についての注意事項

JAS 規格別表 1 の原材料のみを使用して造粒又は成形した場合は、公定規格において化成肥料と記載されている資材であっても適合となる場合があるので、確認が必要である。

(2) 添加材についての注意事項

次に記載する材については、申告の漏れるケースが見られるため、使用の有無が正しく申告されていることを確認すること。

固結防止材、飛散防止材、吸湿防止材、沈殿防止材、浮上防止材、腐敗防止材、悪臭防止材、粒化促進材、成形促進材、展着促進材、組成均一化促進材、脱水促進材、乾燥促進材、凝集促進材、発酵促進材、効果発現促進材、着色促進材、分散促進材、反応緩和材、硝酸化成抑制材
--

1.1.4 判断基準

1.1.4.1 「製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの」であるかどうかの判断

(1) 判断の方法

提出された資料（原材料の肥料登録証・届出証の写しを含む）に基づき以下の内容を確認する。

- ① 別表 1 に「天然物質又は化学的处理を行っていない天然物質に由来するものであること」と記載されている資材については、製造工程に使用する原材料が、天然物質か、又は化学的处理が行われていない天然物質由来のものであること。
- ② 使用される添加材は、化学的に合成された物質でないこと。
- ③ 使用される原材料まで確認が求められている資材の場合、その原材料の製造工程に、化学的处理の工程がないこと。

CODEX の「資材を追加する際の要件」に記載されている内容のうち、次の基準を考慮して判断すること。

「その原材料が、植物、動物、微生物、又は鉱物に由来するものであって、かつ、物理的（例：機械的、熱的）、酵素的又は微生物的な処理（コンポスト、発酵）を受けてもかわらないもの（上記のような処理方法が枯渇した場合。加えてキャリア、つなぎに使われる資材に限っては化学的处理も考えられる）」

(2) JAS 規格別表 1 に定められた例外規定

a) 有機溶剤による油の抽出

前項にかかわらず、JAS 規格別表 1 に記載された下記の内容は適用される。

「食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」は、有機溶剤による油の抽出を除く。

b) 化学合成された造粒材の使用

別表 1 のうち肥料の造粒材について、化学合成されたリグニンスルホン酸塩を使用することは、「肥料の造粒材及び固結防止材」の基準欄で認められている。

(3) 「告示 1005 号」における規定

JAS 法政令第 10 条第 1 号に「使用することがやむを得ない化学合成された肥料及び土壌改良資材」を農林水産大臣が定めることとなっており、これが「告示 1005 号」といわれる告示である(以下、この基準書では「告示 1005 号」と称する)。正式名称は、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第 10 条第 1 号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材」(制定、平成 12 年 7 月 14 日農林水産

省告示第 1005 号、最終改正、平成 21 年 8 月 27 日農林水産省告示第 1181 号)である。ここに、以下に定める資材は、化学合成の資材であっても認められると記載されている。

【二肥料及び土壌改良資材】

硫黄、塩化カルシウム、消石灰、微量元素の供給を主たる目的とする肥料、リン酸アルミニウムカルシウム、食酢及びリグニンスルホン酸塩

これらの資材は、別表 1 に記載された資材の一部でもある。

(4) 原材料の製造工程についての解釈

別表 1 の資材分類別の条件に、「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること」が記載されていないものについては、原材料の製造工程を確認する必要のないものがある。例えば下記については、その資材ができあがるまでの由来の確認は不要とする。

- 植物及びその残渣由来の資材を使用する際の、植物の栽培方法
- 家畜排せつ物由来の堆肥を使用する場合の、排せつ物の以前の家畜の生産方法(すなわち家畜の飼料、健康管理のための投与物など)
- 家畜排せつ物由来の堆肥を使用する場合の、排せつ物と同時に回収される敷料(但し、異物混入の可能性が高いため、建築廃材を由来する敷料を使用しているかどうかの確認は行うこととする)

1.1.4.2 「原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていない」かどうかの判断

(1) 対象農産物

下記に定める農産物を原材料としている場合に、次項の確認を行う。

【確認の必要な原材料農産物】

(遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第 7 条第 1 項及び生鮮食品品質表示基準第 7 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準—別表 1)

- 1 大豆(枝豆及び大豆もやしを含む。)
- 2 とうもろこし
- 3 ばれいしょ
- 4 なたね
- 5 綿実
- 6 アルファルファ
- 7 てん菜
- 8 パパイア

また、微生物資材、肥料の製造時に酵素類を使用している場合、次項の確認を行う。

(2) 判断の方法

- ① 上記に該当する農産物が、組換え DNA 技術を使用した作物由来でないこと。(遺伝子組換え不分別も認められない)
- ② 資材の製造工程で使用する酵素、微生物等について、組換え DNA 技術で開発されたものでないこと。

(3) JAS 規格経過措置及び Q&A に定められた例外規定

前項にかかわらず、JAS 規格の経過措置及び Q&A に定められた例外規定は、これに従う。

【経過措置の内容】

- ・ 植物及びその残さ由来の資材
- ・ 発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材
- ・ 食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材
- ・ 発酵した食品廃棄物由来の資材

(条件)

原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていない資材に該当するものの入手が困難である場合

【この例外規定に該当する代表例】

- ・ 油かす類(大豆、とうもろこし、なたね、綿実)
- ・ 家畜の飼料が組換え由来であった場合、これがこぼれ落ち混入した場合の家畜排せつ物を使用した資材
- ・ 食品の副産物(おから、選別時の篩下のくず大豆等)
- ・ 抽出に使用するエタノール(とうもろこし由来の場合、とうもろこしの遺伝子組換えの有無は問わない)

(4) その他

a) 微生物の培地について

微生物（発酵用の酵母・酵素・菌類）の培地については、その培地のほとんどが最終製品の資材に残る場合は、遺伝子組換えでないこと、化学合成された物質を使用しないことが必要であるが、初期の種菌の培養のようにその培地が最終製品の資材に残らないものについては、特に培地について制限はないものとする。

1.1.5 資材リストを作成するにあたっての特記事項

今後、資材リスト化事業における資材リストの作成にあたっては、これまでの記載事項に加え次の事項を考慮の上、適合性判断を行うこととする。

1.1.5.1 情報提供者との合意事項

資材製造者から情報提供を受ける際に、必要に応じて実地検査を行うことの了解を得る。

1.1.5.2 実地検査による確認の可能性

通常は、書類審査のみにより適合性判断を行うが、必要と判断された場合には、実地検査により評価を行う。

1.1.5.3 資材製造場内におけるコンタミネーションによるリスクについての注意喚起

肥料の製造工程におけるコンタミネーションのリスク評価については、①当該資材と同一の製造ラインで有機 JAS 規格適合資材以外の資材を製造しているか、②当該製造ラインにおいて切り替え時の混入防止対策を行っているか、などを資材情報提供時に書面にて確認の上判断する。

特に農薬成分を含む資材と同一の製造ラインを使用している場合は、確実にコンタミネーションを排除していることの保証を資材製造者から文書で受領する。

1.2. 別表1の対象資材における個別判断手順書

1.2.1 植物及びその残さ由来の資材

資材分類		植物及びその残さ由来の資材
基準	本則基準	- 製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの - その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表1基準	植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること
確認の手順及び確認時の注意点		① この項で想定している資材としては、ほぼ植物そのもの、残渣そのものに近い形態のものとし、木酢液や植物の抽出液のような加工を施しているものについては、「その他の肥料及び土壌改良資材」で読むこととする。 ② 原則として原材料の製造(植物の生産工程)は問わない。例えば、栽培された草木を原材料として使用する場合、それが慣行農法由来であっても構わない。 ③ 「別表1基準」により、植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであることを確認する必要がある。 ④ この項、組換え DNA 技術の使用については、判断基準の項で示した通り、経過措置により「原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていない資材に該当するものの入手が困難である場合」を条件として、組換え DNA 技術の有無は問われない。
くず大豆		国産大豆由来であれば、組換え種子は流通していないので、国産大豆を使用している場合、特に組換え DNA 技術の確認は必要ない。
きのこの廃菌床		きのこの廃菌床は、菌床製造段階において、きのこの廃菌床以外の資材が混合される場合があるが、便宜的にこの項に記載する。 きのこの廃菌床の使用に当たっては、以下の情報を確認した上で判断する。 - オガコ、チップはこの項(植物由来の資材)の基準を満たしているか。 - 菌床として利用される過程で、薬剤など化学合成物質による殺菌処理がなされていないか。(一般に、培地の殺菌は蒸気殺菌がなされるが、ヒラタケ(商品名はシメジで扱われている場合が多い

	ので注意) の菌床栽培において、登録された殺菌剤があるため、特にヒラタケの菌床を使用する場合に確認を行う) ・ 栄養剤は別表 1 に掲載された資材であるか。
きのこの廃ほだ	原木栽培きのこの廃ほだを使用する場合、ほだ木がこの項(植物由来の資材)を満たしていること。 きのこの栽培を促す目的で、栽培時に尿素・硫安等を混入した水に浸漬する場合があるが、これについては栽培中の行為と考え問わない。 植菌時の封ろうのためにプラスチックが使用されている場合は、これを除去したものであること。

1. 2. 2 発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材

資材分類		発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表 1 基準	家畜及び家さんの排せつ物に由来するものであること
確認の手順 及び 確認時の注意点		① 「別表 1 基準」の記載事項の意味することは、人糞由来を禁止すること。(Q&A 参照) ② 排せつ物となって以降の、収集、運搬、発酵・乾燥・焼成等の工程において、化学物質の添加は認められない。排せつ物を外部から導入する場合は、畜産農家に対して、凝集促進材、殺虫剤の使用がされていないかの確認を行う。 ③ 敷料の取扱いについて 排せつ物と同時に回収される敷料については、建築廃材を原材料としていないことを確認する。(建築廃材に由来する敷料に含まれる釘、プラスチック破片、塗料が付着したベニヤ破片などによって、土壌が悪化することを防止するため。) ④ 家畜・家さんの飼料について 牧草・濃厚飼料原材料の栽培方法、遺伝子組換えの有無、抗生物質、合成抗菌剤、飼料添加物等については、確認しない。 ⑤ 生産行程管理者による処理 生産行程管理者が、外部から家畜排せつ物を導入してのち、自ら追加で木材を添加する場合は、その木材に化学的処理がされていないことを確認しなければならない。おがくず、製材くずについて建築廃材由来は認められない。 ⑥ この項、組換え DNA 技術の使用については、判断基準の項で示し

	た通り、経過措置により「原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていない資材に該当するものの入手が困難である場合」を条件として、組換え DNA 技術の有無は問われない。 ⑦ 家畜の排せつ物については、人畜共通の病原菌や雑草の種子の死滅をはかるように、一定の発酵温度を経過し、堆肥化したものを推奨する。生ふん尿は、発酵、乾燥、焼成していないのでこの項において不適合と判断する。但し、ある程度乾燥したものは、発酵途上のものであっても許容されると見なす。
加工家きんふん肥料(肥料登録されているもの)	家きんふんに硫酸等を混ぜて火力乾燥したものは不適合
微生物(堆肥等の発酵促進の目的で使用される)	微生物の培地については、その培地のほとんどが最終製品の資材に残る場合は、遺伝子組換えでないこと、化学合成された物質を使用しないことが必要であるが、初期の種菌の培養のようにその培地が最終製品の資材に残らないものについては、特に培地について制限はないものとする。

1.2.3 食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材

資材分類		食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表1基準	天然物質又は化学的処理(有機溶剤による油の抽出を除く。)を行っていない天然物質に由来するものであること
確認の手順及び確認時の注意点		① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。 ② 上記の例外規定から、油粕については、抽出の工程が化学的処理であっても使用を認める。 ③ この項、組換え DNA 技術の使用については、判断基準の項で示した通り、経過措置により「原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていない資材に該当するものの入手が困難である場合」を条件として、組換え DNA 技術の有無は問われない。
エタノール(食品)		エタノールの製造工程において、化学的処理や遺伝子組換え技術が使用されなければよく、原材料の遺伝子組換えについて確認は不要(経過措置の適用)。

焼酎(食品)	① 製造工程 醸造により得られた焼酎のみを適合とする。 ② 発酵助剤の使用 焼酎の製造工程での発酵助剤を使用しているものは認められない ③ 原材料の遺伝子組換え 焼酎の製造工程において、化学的処理や遺伝子組換え技術が使用されていなければよく、原材料の遺伝子組換えについて確認は不要(経過措置の適用)。
焼酎廃液や発酵粕	発酵促進剤として化学合成物質が添加されているものは認められない。
とうもろこし浸漬液 肥料(コーンステーパーリカー)	コーンスターチを製造する際にとうもろこしを亜硫酸液で浸漬したものを発酵・濃縮したものは不適合。
コーンスターチ(未発酵)	亜硫酸浸漬の工程がないことが確認できれば、適合。
コーン焼成灰	亜硫酸浸漬の工程がないことが確認できれば、適合。
食品工場からのフェザーミール	製造工程を確認し、酸処理を行ったものは不適合。
石灰処理肥料(特殊肥料)	焼酎廃液に生石灰を混合させた資材(特殊肥料のうち石灰処理肥料に該当する)を認める。
乾燥菌体肥料	凝集材を使用したものは不適合
おから(未発酵)	おからの原材料大豆の遺伝子組換えの使用有無は経過措置により、問われない。 化学的に合成された消泡剤を使用した生のおからを直接畑に施用することは、現行規格では不適合。 (注)おから(発酵)については、「5. 発酵した食品廃棄物由来の資材」を参照。
輸入小麦・ふすま	海外から輸入する小麦やふすまについては、収穫後にポストハーベスト農薬の可能性がゼロとはいえないが、調査に困難を伴うと考えられるので、確認は不要とする。

黒砂糖	この項、又は食品廃棄物に相当し発酵させて使用する場合は、「発酵した食品廃棄物由来」の項で評価する。
糖蜜	「製糖産業の副産物」の項で評価する。
ぶどう糖	この項、又は食品廃棄物に相当し発酵させて使用する場合は、「発酵した食品廃棄物由来の資材」の項で評価する。
卵の殻	食品工場でたまごを洗浄する際に、たまごを次亜塩素酸ナトリウムで洗浄するケースがあるが、これについては認める。
繊維工場からの資材	繊維工場での化学的処理は認めない。

1.2.4 と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材

資材分類		と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表1 基準	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること
確認の手順及び確認時の注意点		① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。 ② 配合肥料の原材料として、この項に該当するものが使用されていることが多いが、その場合、個々の配合肥料の原材料について、その状況を調査し、評価する。
骨粉		輸入の蒸製骨粉の場合、輸入時の燻蒸の可能性はあるが、輸入品の燻蒸処理は問題視しない(農林水産省「はじめての人のための有機 JAS 規格」より) BSE との関連で、適正に処理された骨粉かどうかを確認するため、肥料登録証を確認する。
蒸製皮革粉		蒸製皮革はすべて不適合。 (物理的になめす場合でも、必ず事前に化学的処理が施されるため)
魚廃物加工肥料		魚廃物を泥炭その他の吸着原材料に吸着させたものは、肥料目的で使用する場合に限り適合とする。(ただし、泥炭に化学的処理がないことの確認が必要)。米ぬかに吸着させたものは、適合とする。

副産動物質肥料	なめし皮製造業由来のものは不適合。
魚粉・魚粕・フィッシュソリュブル	魚かす粉末が使用されている場合、肥料用、飼料用のいずれの場合も以下を確認する。 ・抗酸化材として化学合成された物質(エトキシキン等)が混入している場合は不適合。 ・海外のフィッシュソリュブルについては、抽出工程でアルカリなど薬剤使用がないことを確認する。(注：NOP ではアルカリなどの薬剤使用が認められているので、JAS との違いに注意)
乾血(血粉)	製造段階に凝集材を使用したものは不適合。酸・アルカリ処理したものも不適合。
動物かす粉末類	原材料に、乾血及びその粉末、蒸製皮革粉が使用されているかどうか確認し、上記各項目に従って評価する。

1.2.5 発酵した食品廃棄物由来の資材

資材分類		発酵した食品廃棄物由来の資材
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表1 基準	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること
確認の手順 及び 確認時の注意点		① もともとは、生ごみ堆肥のような、食品残渣を使用した堆肥などを想定した項と考えられるが、食品工場から出る食品の廃棄物も発酵させた場合はこの項目で評価する。なお、食品工場での製造工程で発生し、食用に供されない副産物は、「1.2.3 食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」の項で読む。 ② 上記の規定から、使用原材料をみて食品廃棄物以外が含まれていないかどうか、製造工程図をみて確認する。 ③ 食品であっても、いったん廃棄されたものについては食品廃棄物として解釈し、この項で読むことは可能である。 ④ 原材料由来工程がないので、原材料の製造工程までは問わない。 ⑤ 組換え DNA 技術の使用については、判断基準の項で示した通り、経過措置により「原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていない資材に該当するものの入手が困難である場合」を条件として、組換え DNA 技術の有無は問われない。

コーンスターチ(発酵)	発酵する資材の原材料として使用する場合は、この項で適合性を評価する。
おから(発酵)	おからを発酵させて使用する場合は、この分類に入る。 おからの原材料大豆の遺伝子組換えの使用有無は経過措置により、問われない。 原材料の製造工程までは問われないので、消泡剤の使用の有無は問われない。なお、化学的に合成された消泡剤の使用されている生のおからを直接畑に施用することは、不適合。 (注)おから(未発酵)については「1.2.3 食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」を参照。

1.2.6 バーク堆肥

資材分類		バーク堆肥
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表1 基準	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること
確認の手順及び確認時の注意点		① 木材の生産段階で使用された資材について確認する必要はないが、当該植物の刈取り後または伐採後に化学的処理を行った木材を原材料に用いているものは不適合とする。 ② 製造工程において腐熟促進材について確認し、尿素・硫安を使用しているものは不適合。腐熟促進材として、鶏糞、牛糞などが使用されている場合は、特にそれ以上の由来確認をしない。

1.2.7 メタン発酵消化液(汚泥肥料を除く。)

資材分類		メタン発酵消化液(汚泥肥料を除く。)
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表1 基準	家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないこと。
確認の手順及び確認時の注意点		① 原料にし尿を含む場合は、食用作物の可食部分に使用しないこと。 ② 「可食部分に使用しないこと」とは、地上部を食用にする農産物に直接散布しないことをいう。

	③ ①および②については、生産者と登録認定機関において慎重に判断すること。 ④ 凝集促進剤の使用は不可とする。 ⑤ 汚泥肥料でないこと（肥料登録のあるものは不可）。 ⑥ メタン発酵過程を終えていることを確認すること。 ⑦ 自家製以外は、製造工程書類により上記を確認すること。また自家製品についても、同様の記録を確認すること。
--	---

1.2.8 グアノ

資材分類		グアノ
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表1 基準	なし
確認の手順 及び 確認時の注意点		① 特段の追加基準がないので、当該資材の製造工程図を入手し、判断基準に基づいて判断を行う。

1.2.9 乾燥藻及びその粉末

資材分類		乾燥藻及びその粉末
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表1 基準	なし
確認の手順 及び 確認時の注意点		① 特段の追加基準がないので、当該資材の製造工程図を入手し、判断基準に基づいて判断を行う。 ② 酸・アルカリの処理の有無を確認し、酸・アルカリの処理の有るものは不適合とする。

1.2.10 草木灰

資材分類		草木灰
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表1 基準	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること
確認の手順		① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確

及び 確認時の注意点	認する。 ② 原材料となった草木の生産段階で使用された資材について確認する必要はないが、当該植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないことを条件とする。
---------------	---

1.2.11 炭酸カルシウム

資材分類		炭酸カルシウム
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表1 基準	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(苦土炭酸カルシウムを含む)であること
確認の手順 及び 確認時の注意点		① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。 ② 製造工程及び造粒材の有無を確認する。(造粒材は製造工程の中で造粒工程がある場合に確認する。)

1.2.12 塩化加里

資材分類		塩化加里
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表1 基準	天然鉍石を粉碎又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたものであること
確認の手順 及び 確認時の注意点		① 上記基準があるので、原材料と製造工程を確認し、上記基準を満たすことを確認。 ② イオン交換膜を使用して精製を行う場合、イオン交換膜による析出工程での塩酸等の使用は認められる。

1.2.13 硫酸加里

資材分類		硫酸加里
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表1 基準	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること

		ること
確認の手順 及び 確認時の注意点		① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。

1.2.14 硫酸加里苦土

資材分類		硫酸加里苦土
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表1 基準	天然鉱石を水洗精製したものであること
確認の手順 及び 確認時の注意点		① 上記天然鉱石であるかどうか分かる製造工程を入手し、確認する。天然の硫酸加里苦土鉱石を精製したものを認める。 ② 硫酸加里苦土には、 (a)硫酸加里苦土の天然鉱石(ラングバイナイト鉱石など)を採掘し精製して作られるもの。 (b)塩化加里とキーゼライト(硫酸苦土)を混合し、ふたつのもつ性質を利用し化学反応させてつくられたもの。 の大きく 2 種類があるが、別表1の硫酸加里苦土の個別基準は、「天然鉱石を水洗精製したものであること」とされていることから、上記の(b)は、この基準に適合しない。

1.2.15 天然りん鉱石

資材分類		天然りん鉱石
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表1 基準	カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg中 90mg 以下であるものであること
確認の手順 及び 確認時の注意点		① 上記条件について、カドミウムの含有量についての説明文書を入手して確認を行う。

1.2.16 硫酸苦土

資材分類		硫酸苦土
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)

	別表1 基準	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること
確認の手順 及び 確認時の注意点		① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。 ② 天然鉱石由来の原材料について、キーゼライトについては、分離精製過程の静電気分離は物理的な方法とみなし、認める。(静電気による分離は、直接の電気分解と考える) ③ 海水由来の原材料について、臭素置換の工程は、化学的処理にあたるので認めない。

1.2.17 水酸化苦土

資材分類		水酸化苦土
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表1 基準	天然鉱石を粉砕したものであること
確認の手順 及び 確認時の注意点		① 上記天然鉱石であるかどうか分かる製造工程を入手し、確認する

1.2.18 軽焼マグネシア

資材分類		軽焼マグネシア
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表1 基準	
確認の手順 及び 確認時の注意点		① 特段の追加基準がないので、当該資材の製造工程図を入手し、判断基準に基づいて判断を行う。

1.2.19 石こう(硫酸カルシウム)

資材分類		石こう(硫酸カルシウム)
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表1 基準	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること

確認の手順 及び 確認時の注意点	① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。
------------------------	-------------------------------------

1. 2. 20 硫黄

資材分類		硫黄
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表1 基準	なし
確認の手順 及び 確認時の注意点	① 当該資材は、告示 1005 号により化学合成であっても認められる資材である。 また、特段の追加基準がないので、当該資材の製造工程図を入手し、判断基準に基づいて判断を行う。	

1. 2. 21 生石灰(苦土生石灰を含む)

資材分類		生石灰(苦土生石灰を含む)
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表1 基準	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること
確認の手順 及び 確認時の注意点	① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。	

1. 2. 22 消石灰

資材分類		消石灰
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表1 基準	上記生石灰に由来するものであること。 (注:生石灰－天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること)
確認の手順 及び 確認時の注意点	① 当該資材は、告示 1005 号により化学合成であっても認められる資材である。 ② 製造工程と原材料の製造工程を入手し、上記基準を満たすかどうかについて判断する。	

--	--

1. 2. 23 微量要素(マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素)

資材分類		微量要素(マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素)
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表1 基準	微量要素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。
確認の手順及び確認時の注意点		① 当該資材は、告示 1005 号により化学合成であっても認められる資材である。資材そのものは、微量要素単体でなく、硫酸亜鉛などの形で使用される。 ② 上記の追加基準は、資料の適合可否判断でなく、栽培管理上の基準であるので、生産行程管理者の管理方法の中で確認する。

1. 2. 24 岩石を粉砕したもの

資材分類		岩石を粉砕したもの
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表1 基準	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害重金属その他の有害物質により、土壤等を汚染するものでないこと
確認の手順及び確認時の注意点		① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。 ② 上記由来基準後段の「含有する有害重金属…」の規定に関する確認方法は、資材メーカーからの説明文書の内容により判断する(必要に応じて、土壤汚染防止法で定める特定有害物質等(カドミウム、鉛、砒素等)の含有量についての説明文書を入手して確認を行う。)

1. 2. 25 木炭

資材分類	木炭
------	----

基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表 1 基準	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
確認の手順及び 確認時の注意点		① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。 ② 原材料の木の生産段階において使用された資材について確認する必要はないが、当該植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないことを条件とする。化学的処理を行っている建築廃材を使用しているものは不適合。 ③ 自家製の木炭もあるので、同様に評価する。

1. 2. 26 泥炭

資材分類		泥炭
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表 1 基準	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壌改良資材としての使用は、育苗用土としての使用に限る。
確認の手順及び 確認時の注意点		① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。 ② 上記後段に目的による制限がある。この制限は、CODEX において制限されているものであり、天然資源の枯渇を考慮しての規制となっている。規格の解釈としては、土壌改良資材としての使用は育苗用土としての使用に限るが、肥料としての使用は限定されていないと考える。この目的の制限は、資料の適合可否判断でなく、栽培管理上の基準であるので、各登録認定機関は生産行程管理者の管理方法の中で確認する。 - 土壌改良目的でのほ場への施用は不可。育苗時に使用することは可。 - 肥料原材料としての使用は可能(例：ぼかし肥の原材料にするなど) - ピートモスをブルーベリーの植え穴のみに施用する場合、育苗に相当すると認められる場合は適合。 - 融雪剤として使用することは認められない。

1. 2. 27 ベントナイト、パーライト、ゼオライト、バーミキュライト、 けいそう土焼成粒

資材分類		ベントナイト、パーライト、ゼオライト、バーミキュライト、けいそう土焼成粒
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表1 基準	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
確認の手順 及び 確認時の注意点		① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。

1. 2. 28 塩基性スラグ

資材分類		塩基性スラグ
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表1 基準	トーマス製鋼法により副生するものであること。
確認の手順 及び 確認時の注意点		① この項目で対象となるのは、別表1基準に記載のとおり、国内産スラグの塩基性スラグではなく、国内では生産されていないトーマスリン肥である。 ② 当該資材の製造工程図を入手し、判断基準に基づいて判断を行う。

1. 2. 29 鉍さいけい酸質肥料

資材分類		鉍さいけい酸質肥料
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表1 基準	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
確認の手順 及び 確認時の注意点		① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。

1. 2. 30 よう成りん肥

資材分類		よう成りん肥
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表1 基準	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg中 90mg 以下であるものであること
確認の手順 及び 確認時の注意点		① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。粉状、砂状、粒状があり、その形状にする製造工程を確認する必要がある。 ② 上記後段の基準について、上記を証明する説明文書を入手する。

1. 2. 31 塩化ナトリウム

資材分類		塩化ナトリウム
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表1 基準	海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。
確認の手順 及び 確認時の注意点		① 上記内容の確認のできる製造工程を入手し、確認。 ② イオン交換膜を使用して精製を行う場合、イオン交換膜による析出工程での塩酸等の使用は認められる。

1. 2. 32 リン酸アルミニウムカルシウム

資材分類		リン酸アルミニウムカルシウム
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表1 基準	カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg中 90mg 以下であるものであること
確認の手順 及び 確認時の注意点		① 当該資材は、告示 1005 号により化学合成であっても認められる資材である。 ② また、特段の追加基準がないので、当該資材の製造工程図を入手し、判断基準に基づいて判断を行う。 ③ 上記カドミウムの基準について、上記を証明する説明文書を入手する。

1. 2. 33 塩化カルシウム

資材分類		塩化カルシウム
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表 1 基準	なし
確認の手順 及び 確認時の注意点		① 当該資材は、告示 1005 号により化学合成であっても認められる資材である。 ② また、特段の追加基準がないので、当該資材の製造工程図を入手し、判断基準に基づいて判断を行う。

1. 2. 34 食酢

資材分類		食酢
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表 1 基準	なし
確認の手順 及び 確認時の注意点		① 告示 1005 号により、化学合成された食酢の使用は認められているため、合成酢であっても使用が許可される。 ② 当該資材の製造工程図を入手し、判断基準に基づいて判断を行う。 ③ 遺伝子組換えについて、原材料が遺伝子組換え確認作物対象品目に該当する原材料(29 ページ 1.1.4.2(1) 参照)である場合は、遺伝子組換え由来でないことを確認する。

1. 2. 35 乳酸

資材分類		乳酸
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表 1 基準	植物を原材料として発酵されたものであって、育苗用土等の pH 調整に使用する場合に限ること。
確認の手順 及び 確認時の注意点		① 原材料が植物であること、発酵工程であることが確認可能な資料を入手し、確認する。 ② 「別表 1 基準」後段に目的による制限がある。資料の適合可否判断でなく、栽培管理上の基準であるので、生産行程管理者の管理方法の中で確認する。 ③ 遺伝子組換えについて、原材料の由来を確認し、遺伝子組換え技

	術を用いた可能性のある農産物の場合は、分別管理されものののみを使用していることを要求する。 ④ 造粒時の pH 調整剤としての使用は認められるが、造粒材としての使用は認められない。
--	--

1. 2. 36 製糖産業の副産物

資材分類		製糖産業の副産物
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表1 基準	なし
確認の手順 及び 確認時の注意点		① 製糖産業の副産物とは、糖蜜・糖・廃糖蜜・バガス・石灰乳等のことを指す。イースト菌の培養に使用された後の廃糖蜜も含める。 ② 原材料の由来基準がないので、製糖産業の副産物については、そのもとの砂糖の製造工程における化学的処理については問わない。その副産物を回収してから、廃糖蜜として資材化するまでの段階を本則に照らして判断する。
黒砂糖		この項ではなく、「食品工場由来の資材」又は、廃棄されたもので発酵させたものは「発酵した食品廃棄物由来の資材」で判断する。
ぶどう糖		この項ではなく、「食品工場由来の資材」又は、廃棄されたもので発酵させたものは「発酵した食品廃棄物由来の資材」で判断する。

1. 2. 37 肥料の造粒材及び固結防止材

資材分類		肥料の造粒材及び固結防止材
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表1 基準	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り使用することができる。
確認の手順 及び 確認時の注意点		① この資材は、単独資材として使用されるものではない。 ② 生産者が自ら肥料を生産する場合は、上記によって判断するが、通常は、肥料の製造工程に、造粒工程があったり、固結防止目的の添加物がある場合に、この基準を適用する。 ③ 前段に「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること」の条件があるので、天然物質由来のものは肥料

	の造粒材及び固結防止材として使用可能である。 ④ 別表 1 の但し書きは、天然物質の資材が調達できない場合に限る例外措置であり、資材メーカーにその理由を問い合わせ確認する。 ⑤ 尚、リグニンスルホン酸塩は告示 1005 号において、化学合成が認められている資材である。
--	---

1. 2. 38 その他の肥料及び土壌改良資材

資材分類		その他の肥料及び土壌改良資材
基準	本則基準	上記に同じ(記載省略)
	別表 1 基準	① 使用目的と使用方法 - 植物の栄養に供すること又は土壌改良を目的として土地に施される物（生物を含む） - 植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む） ② 原材料由来 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換え DNA 技術を用いて製造されていないものに限る。） ③ 認められない効果 病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。 ④ 使用にあたっての条件 ただし、この資材はこの表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる。
確認の手順及び確認時の注意点		この分類「その他資材」として認める場合には、次の手順で行う。 ① まず、他の資材と同様、原材料の由来と、肥料の製造工程を確認し、他の資材と同様の基準で判断する。 ② 上記別表 1 基準の②のうち、「燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化」は化学反応に該当するが、これらはその他資材を評価する際には認められるものとして挙げられている。 ③ 上記別表 1 基準の③は、農薬とみなされないことを意味している。従って、登録農薬、特定防除資材を別表 1 で使用してはならない。但し、特定防除資材に申請していて現在審議中の資材については

	「防除効果を有することがまだ明らかではない」という考え方により、この項で読むことが可能である。 ④ 上記別表 1 基準の①と④は、資料の適合可否判断でなく、栽培管理上の基準であるので、生産行程管理者の管理方法の中で確認する。 ⑤ 原材料が組換え DNA 技術を使用していないかの確認を行う。
植物抽出液	① 原材料と製造工程について 次の内容を確認する。 • 原材料名 • 原材料の原産地 • 原液製造工場名と所在地 • 製造工場の他の農薬類との並行生産があるか確認し、ある場合は、コンタミ防止が適切に図られていること。 • 原材料工場の所在する国で使用されている残留農薬の検査をしているか（分析結果報告書の提出） ② 抽出方法について 抽出に使用する溶媒が何かを確認する。抽出方法について、水抽出、木酢液などによる抽出、発酵による抽出、醸造されたエタノールでの抽出のみを認める。溶媒が不明な場合は不適合扱いとする。 ③ その他 魚毒性のあるものは使用にあたって注意をするなどの条件をつける。
エタノール(抽出に使用されるもの)	エタノールの使用は食品用途のもので、エタノールの製造工程において、化学的処理や遺伝子組換え技術が使用されていないものとする。原材料の遺伝子組換えの有無を確認する。 (注)「エタノール(食品)」については、「1.2.3 食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」を参照。
焼酎	① 製造工程 醸造されたもののみを認める。 ② 発酵助剤の使用 焼酎の製造工程での発酵助剤を使用しているものは認めない。アルコールの回収率を上げるためにぶどう糖を添加しているかどうかを確認し、添加しているぶどう糖については化学的処理をされたものは認められない。 ③ 原材料の遺伝子組換え 焼酎の製造工程において、化学的処理や遺伝子組換え技術が使用されていないこと。また、焼酎の原材料の遺伝子組換えの有無を確認す

	る。 (注)「焼酎(食品)」については、「1.2.3 食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」を参照。
原材料として添加する酵素	この項の資材の条件に該当するものを適合とする。 なお、酵素の製造工程における化学的処理については問わない。 (注:商品名に「〇〇酵素」と記載しているものは、厳密には酵素にあらず、微生物資材など別の分類に該当するものが多いので、注意)
微生物資材(ほ場や作物に直接使用する場合)	微生物の培地については、その培地のほとんどが最終製品の資材に残る場合は、遺伝子組換えでないこと、化学合成された物質を使用しないことが必要であるが、初期の種菌の培養のようにその培地が最終製品の資材に残らないものについては、特に培地について制限はないものとする。

第2章 農薬（別表 2）、及び収穫後の施設で使用される薬剤（別表 4）

2.1. ほ場又は栽培場における有害動植物の防除目的で使用される資材（農薬（別表 2））の適合性判断基準

2.1.1 農薬（別表 2）の使用の前提

別表 2 に該当する資材の使用は、本則に記載された下記内容を遵守したうえで使用する必要がある。

JAS 規格第 4 条 有害動植物の防除

耕種的防除（※ 1）、物理的防除（※ 2）、生物的防除（※ 3）又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うこと。ただし、農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であって、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによってはほ場における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあっては、別表 2 の農薬（組換え DNA 技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）に限り使用することができる

※ 1：作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことをいう。

※ 2：光、熱、音等を利用する方法、古紙に由来するマルチ（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）若しくはプラスチックマルチ（使用後に取り除くものに限る。）を使用する方法又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行うことをいう。

※ 3：病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物若しくは有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するような環境の整備により有害動植物の防除を行うことをいう。

以下、2.1.2 及び 2.1.3 については、やむを得ない場合に使用する、防除資材についての評価基準として記載する。

2.1.2 別表2の防除資材の使用にあたっての評価

(1) 原則

別表2のリストは、農薬取締法に準拠して記載されている。基準欄を見ると、使用に条件が付いているのは次項の資材のみであり、基準欄に何も記載のないものは、登録農薬であること、使用する対象作物が適用作物に記載されているものであれば、使用可能である。

一般には、農薬の登録番号をパンフレット等により確認し、その農薬の種類が別表2の名称であるものは、使用可能である。

(2) 基準欄に条件のある資材（別表2）

以下に記載する農薬については、別表2にて、使用にあたっての基準が定められている。

農薬(別表2)	基準
① 除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
② メタアルデヒド粒剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
③ 硫酸銅	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
④ 生石灰	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
⑤ 性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
⑥ 展着剤	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。
⑦ 二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合に限ること。
⑧ ケイソウ土粉剤	保管施設で使用する場合に限ること。
⑨ 炭酸カルシウム水和剤	銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。

なお、規格改正案において、使用可能な農薬が変更されたが、使用にあたっての条件が付記されているのは、⑨炭酸カルシウム水和剤のみである。

a) 性フェロモン剤(⑤)、展着剤(⑥)

これらの条件は、有効成分に関する条件であり、農薬のラベルに記載されているので、これを確認することで適合評価が可能である。

b) 除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤(①)

これらの条件については、材料の確認が必要となる資材なので、これに適合である旨の文書を求め、確認する。

c) メタルデヒド粒剤(②)、硫酸銅(③)、生石灰(④)、炭酸カルシウム水和剤(⑨)

これらの資材については、製品の成分に関する条件ではなく、使用方法についての条件であるため、資材の評価時には特に検討せず、使用にあたって注意喚起することにより。

d) 二酸化炭素くん蒸剤(⑦)、ケイソウ土粉剤(⑧)

後述の 0 項を参照。

(3) 天敵等生物農薬

上記本則に、「組換え DNA 技術を用いて製造されたものを除く」とあるが、現在、別表 2 に記載された資材について、組換え DNA 技術を用いて製造される可能性のあると考えられる資材に、「天敵等生物農薬」がある。

但し、天敵等生物農薬については、Q&A 問 105 により使用可能資材が一覧で掲載されているので、下記に記載されている生物農薬については使用可能なものとして特段の確認を必要としない（平成 22 年 3 月現在）。

- B T水和剤、B T粒剤（生菌、死菌を問わない）
- ボーベリアブロンニアティ剤
- バーティシリウムレカニ水和剤
- ペキロマイセスフモソロセウス水和剤
- ボーベリアバシアーナ乳剤
- スタイナーネマカーポカプサエ剤
- スタイナーネマグラセライ剤
- モナクロスポリウムフィマトパガム剤
- パスツールiapenetrans水和剤
- チリカブリダニ剤
- ククメリスカブリダニ剤
- ミヤコカブリダニ剤
- コレマンアブラバチ剤
- サバクツヤコバチ剤
- オンシツツヤコバチ剤
- イサエアヒメコバチ剤
- ハモグリコマユバチ剤
- イサエアヒメコバチハモグリコマユバチ剤
- ハモグリミドリヒメコバチ剤
- アリガタシマアザミウマ剤
- ショクガタマバエ剤
- タイリクヒメハナカメムシ剤
- ナミテントウ剤
- ナミヒメハナカメムシ剤
- ヤマトクサカゲロウ剤

- ・ チャハマキ顆粒病ウイルスリンゴコカクモンハマキ顆粒病ウイルス水和剤
- ・ ズッキーニ黄斑モザイクウイルス弱毒株水溶剤
- ・ タラロマイセスフラバス水和剤
- ・ トリコデルマアトロビリデ水和剤
- ・ アグロバクテリウムラジオバクター剤
- ・ 非病原性エルビニアカロトボーラ水和剤
- ・ シュードモナスフルオレッセンス剤
- ・ シュードモナスCAB-02水和剤
- ・ バチルスズブチリス水和剤
- ・ ザントモナスキャンペストリス液剤
- ・ ドレクスレラモノセラス剤
- ・ ハスモンヨトウ核多角体病ウイルス水和剤
- ・ コニオチリウムミニタンス水和剤
- ・ チチュウカイツヤコバチ剤
- ・ バリオボラックスパラドクス水和剤
- ・ ペキロマイセステヌイペス乳剤
- ・ スワルスキーカブリダニ剤
- ・ バチルスシンプレクス水和剤
- ・ チャバラアブラコバチ剤

(4) 登録農薬の適用作物

登録農薬の適用作物については、対象作物が適用作物に入っているかどうかを確認することが必要になるが、その分類については、下記の農林水産消費安全技術センターのホームページに詳細が記載されているので、注意する必要がある。

■ 農薬登録における適用作物名について

<http://www.acis.famic.go.jp/shinsei/sakumotuhyou.htm>

■ 「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用についての別表1

<http://www.acis.famic.go.jp/shinsei/3986/3986号別表1.pdf>

2.1.3 特定防除資材

(1) 特定防除資材

現在特定防除資材として認められているのは、「地域の天敵」「重曹」「食酢」の3つのみである。

「地域の天敵」は、JAS規格本則の生物的防除に該当するので、本則に適合した対策として制限なく使用可能である。

「重曹」「食酢」については、別表 2 に記載があり、かつ特別な基準が記載されていないことから、食酢であれば合成酢であっても使用できる。(但し、食酢に食酢以外を混合した「あわせ酢」は「食酢」に該当しない)

(2) 特定防除資材の評価中の資材

有機 JAS 規格においては、特定防除資材になるかどうかの評価中の資材(例：木酢液)は防除目的では使用できないものとされているが、別の効果を目的とした使用については、別表 1 の「その他の肥料及び土壌改良資材」(以下、「その他資材」と記載)で判断する。

別表 1 のその他資材の基準中、「かつ、病虫害の防除効果を有することが明らかなものでないこと。」と記載されているのは、農薬を別表 1 で使用してはいけないが、逆に特定防除資材の評価中の資材は、防除効果が公式に認められていないものであるから、別表 1 で評価してもよいと解釈できる。

2.2. 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理において使用される資材の適合性判断基準

2.2.1. JAS 規格記載事項

JAS 規格第 4 条には次のように定められている。

2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法(組換え DNA 技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。)によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。

(1) 有害動植物の防除目的:別表2の農薬及び別表4の薬剤(ただし、農産物への混入を防止すること。)

収穫後の工程においても、薬剤を使用しない方法での管理が原則であるが、効果が不十分な場合は、上記のとおり、有機農産物の別表 2 の農薬及び別表 4 の薬剤が使用可能である。

有機農産物の別表 2 のうち、保管施設で使用されることを条件とする資材に、二酸化炭素くん蒸剤、ケイソウ土粉剤(2.1.2(2)参照)がある。有機農産物の別表 2 は、農薬取締法に準拠した資材であるので、使用にあたって、収穫物に接触することを前提とした資材である。但し、「農産物への混入を防止すること」の規定があるので、ケイソウ土粉末は、使用后除去される必要がある。

別表 4 の薬剤は、施設におけるそ族・昆虫対策のための資材として使用されるものである。これらの資材は、収穫物に接触することは認められない。

2.2.2. 主な資材

別表 2 および別表 4 に記載されている資材のうち、一般に使用が見かけられるものについて、その確認の方法を次ページに記載する。

2.2.2.1. 農薬（別表2）

表 2-1 主な害虫等対策資材（別表2）

資材	基準	確認の方法
除虫菊乳剤 及びピレトリン 乳剤	除虫菊から抽出したものであって、 共力剤としてピペロニルブトキサイド を含まないものに限ること	左記を説明する資材製造者からの文 書入手できるもののみ使用可。
重曹、二酸化 炭素くん蒸 剤、ケイソウ土 粉剤	保管施設で使用する場合には限るこ と。	特に条件がないので、防虫防鼠目的 で使用可能である。

上記以外の別表2掲載資材については、別表2の基準に記載されている内容を満たした資材及び使用方法であることを確認する。

2.2.2.2. 薬剤（別表4）

表 2-2 主な害虫等対策資材（別表4）

資材	基準	確認の方法
除虫菊抽出 物	共力剤としてピペロニルブトキサイド を含まないものに限ること。また、農 産物に対して病虫害を防除する目 的で使用する場合を除く。	左記を説明する資材製造者からの文 書入手できるもののみ使用可。
ケイ酸ナトリウ ム	農産物に対して病虫害を防除する 目的で使用する場合を除く。	
カリウム石鹼 （軟石鹼）	農産物に対して病虫害を防除する 目的で使用する場合を除く。	
エタノール	農産物に対して病虫害を防除する 目的で使用する場合を除く。	左記は使用方法についての条件であ り、農産物に対する除菌などの目的 では使用できないことを注意喚起す る。
ホウ酸	容器に入れて使用する場合には限るこ と。また、農産物に対して病虫害を 防除する目的で使用する場合を除 く。	左記は使用方法についての条件であ り、使用にあたって注意喚起する。
フェロモン	昆虫のフェロモン作用を有する物質	ここでいうフェロモンは、農場で使用

を有効成分とする薬剤に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。	する登録農薬のフェロモンではなく、製造工場で発生する飛翔性昆虫等を誘引するための物質のことを指す。 左記前段の条件に準拠することの資材製造者からの文書を入手する。 左記後段の条件について、当該資材はメイガ等の捕虫を目的とする誘引目的のものであることを商品パンフレット等で確認をする。
--	--

カプサイシン	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
---------------	--

(注1) ホウ酸、フェロモン、カプサイシン等は、有効成分が化学合成された物質を使用しているも、また製造工程で化学的に合成された物質を使用しているも差し支えない。

(注2) 「農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。」は、農薬取締法において、農薬でないものを農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する事が禁止されていることから、その旨を規定している。

(注3) 誘引剤や忌避剤として食品及び食品添加物を使用することは可能である。

第3章 土壌又は植物に施されるその他の資材

3.1 土壌又は植物に施されるその他の資材の適合性判断基準

3.1.1 JAS 規格に規定されている内容

第1章（別表1）及び第2章（別表2、別表4）の他、有機 JAS 規格の本則中に記載のある以下の資材については、これに従って判断を行う。

生産の方法についての基準(第4条)

資材名	事項	基準
シーダーテープ	ほ場に使用する種子又は苗等	コットンリントーに由来する再生繊維を原料とし、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていない農業用資材に帯状に封入されたものを含む。
紙マルチ及びプラスチックマルチ	ほ場又は栽培場における有害動植物の防除	古紙に由来するマルチ:製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。 プラスチックマルチ:使用後に取り除くものに限る。
きのこ類の生産に用いる原木、おがこ、チップ、駒等の樹木に由来する資材	栽培場における栽培管理	原木、おがこ、チップ、駒等の樹木に由来する資材については、過去3年以上、周辺から使用禁止資材が飛来せず、又は流入せず、かつ、使用禁止資材が使用されていない一定の区域で伐採され、伐採後に化学物質により処理されていないものであること。

3.1.2 経過措置

以下の資材については、規格改正案において経過措置として引き続き使用可能となっており、期限付きで使用が許可されている。

資材名	基準
たまねぎの育苗用土用粘度調整資材	やむを得ず使用する場合には、ポリビニルアルコール、ポリアクリルアミド及び天然物質に由来するもので化学的処理を行ったものを使用することができる。

3.1.3 その他の一般管理資材に関する判断

その他の一般管理資材の使用に際しては、有害な物質がほ場に混入しないよう、十分に配慮して管理を行う必要がある。

(1) 種子消毒（Q&A 問 85）

種子消毒した種子を土壤に施す場合には一般管理に該当する。一般管理では、「土壤、植物又は種菌に使用禁止資材を施さないこと」と規定されており、自らが種子消毒を行う際に薬剤を使用する場合には使用禁止資材ではない別表 2 に掲げられる農薬のみ使用できる。

(2) 種子の比重選（Q&A 問 86）

種子の比重選を行うことは、一般管理に該当することから、一般管理の基準を満たす食塩（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。）を使用した塩水であれば、比重選に使用することができる。

(3) 肥料・土壌改良資材、農薬以外の物質のほ場への施用（例：海水、Q&A 問 87）

ほ場に海水を施用することは、一般管理に該当することから、一般管理の基準を満たす海水（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。）であれば使用することができる。

(4) 生分解性マルチ（Q&A 問 83）

生分解性プラスチックを含めたマルチ資材の使用は使用できない。

(5) コーンスターチを塗布したマルチ（平成 23 年度 JAS 規格改正パブリックコメント回答）

接着防止のために微量のコーンスターチが塗布されているプラスチックマルチ及び活性炭の分散剤として微量のコーンスターチが添加されている紙マルチは使用することができる。

(6) 化学的に合成された着色料を用いた石松子（有機農産物検査認証制度ハンドブック（改訂第 3 版））

人工受粉の際に使用する花粉の増量剤である石松子に関しては、化学的に合成された着色料の使用は、認められない。

(7) チェーンポット（平成 23 年度 JAS 規格改正パブリックコメント回答）

紙製のポットは使用禁止資材である接着剤が使用されていることから、使用できない。

(8) 融雪剤

泥炭については、育苗用土以外の土壌改良材としての施用が禁止されていることから、融雪剤としての使用は認められない。

木炭を使用する場合は、建築廃材由来でないことを確認する。

(9) 光分解性誘引テープ

光分解性誘引テープは、回収することを前提に使用可能となっている。

Ⅲ 有機使用可能資材リスト化事業

有機 JAS 規格では一部の使用可能資材を除き、肥料、農薬等を使用してはならない旨が定められている。しかし、一般に販売されている肥料等資材については、その原材料の情報入手が煩雑となっているため、認定事業者や登録認定機関が個々の資材について使用可能か否かの判断を行うことが容易でない場合がある。

有機農産物に使用可能な資材をリスト化に向けて、今年度は、昨年度作成した判断基準および手順書に基づき、一部資材について実際に審査を行い、試行的にリストを作成するとともに、審査手順を通じて手順書を見直した。また、規格改定を反映して判断基準および手順書の改訂を行った。

1. 検討委員会の実施

有機 JAS 規格や肥料等の資材に関する知識を有する専門家等により構成される検討委員会を設置し、有機農産物の JAS 規格改正に対応して、有機農産物の JAS 規格別表等資材の適合性判断基準及び手順書の改訂を行った。また、別途、本基準および手順書に基づき資材の審査を行う作業部会からのフィードバックを反映した基準及び手順書の見直しを行った。

1.1. 目的

検討委員会は、以下を目的として実施した。

- 有機農産物の JAS 規格改正に対応した「判断基準および手順書」の改訂
- 本基準および手順書に基づき資材の審査を行う作業部会からのフィードバックを反映した基準及び手順書の見直し

1.2. 委員

所属	委員 ※敬称略
三重大学大学院 生物資源学研究科	教授 波多野 豪
恵泉女学園大学 人間環境学科	教授 澤登 早苗
株式会社アフラス認証センター	代表取締役社長 渡邊 義明
NPO法人 日本有機農業生産団体中央会	事務局長 加藤 和男

財団法人自然農法国際研究開発センター	理事 今井 悟
社団法人全国愛農会	事務局長 岡野 正義
NPO 法人 日本オーガニック&ナチュラルフーズ協会	副理事長 高橋 勉
NPO法人 日本オーガニック検査員協会	理事長 丸山 豊
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 規格 検査部 規格検査課	課長 渡邊 久芳
片倉チッカリン株式会社	常務理事 野口 勝憲
川合肥料株式会社 環境循環システム研究室	課長 佐々木 剛

1. 3. 開催実績

(1) 第 1 回検討委員会

① 日時

平成 23 年 7 月 12 日（火）13：30～18：00

② 主な議事

- ・ 実施計画（案）について
- ・ 資材情報提供書式について
- ・ 資材情報の募集方法について
- ・ 登録資材の優先順位付けについて
- ・ 今後のスケジュール

(2) 第 2 回検討委員会

① 日時

平成 23 年 11 月 21 日（月）13:30～18:00

② 主な議事

- ・ 規格改定について
- ・ 規格改定の「基準及び手順書」への反映について
- ・ 資材情報の評価作業について（進捗報告、作業部会における論点および「基準及び手順書」への反映について）
- ・ 今後のスケジュール

(3) 第3回検討委員会

③ 日時

平成 24 年 2 月 14 日（火）13：30～18：00

④ 主な議事

- ・ 規格改正の「基準及び手順書」への反映について
- ・ 資材リストについて
- ・ 今後のスケジュール（説明会、結果通知等）について

1.4. 主な意見等

(1) 資材情報の募集について

① 異議申し立てについて

- ・ ISO/IEC ガイド 65 に基づき、審査結果に対して、異議申し立てを受け付ける必要がある。
- ・ 事業者に対してはその資材が使用不可な理由は秘密情報が含まれるため伝えられないが、メーカーに対しては不可理由を通知すべき。
- ・ 適否の判断から、その結果の通知、不服申し立てという手順をシステム化しておくべき。

② 資材情報提供書式について

- ・ 原材料と製造工程表をチェックするのがポイントとなる。
- ・ チェックリスト方式は、申請資材に該当しない項目も多く含まれるため、これら全てをチェックするのは却って労力がかかる。使用不可な物を使っていないかどうかチェックさせるようなやり方で、メーカー側が正しくチェックするとは思われない。使用原材料などを単純にチェックさせても、適否判断の際にはさらに詳しい情報を問い合わせる必要がある。以上の理由から、チェックリスト方式は、申請側、審査側双方にとり、却って非効率である。
- ・ メーカーが JAS 規格を正しく理解しているという前提に立つべきでない。メーカーがチェックする内容に間違いがある場合が多く、それを信用できないというのが実態であり、チェックリスト方式は不適當である。
- ・ 申請様式についても原材料それぞれについて別表 1 への該当を整理するような書き方にしたほうが、申請者側もポイントを押さえられる。
- ・ 手順書を読めば、フリー形式でも記載可能なはずであり、資材メーカーは手順書を理解して出してくることが前提となる。

③ 登録資材の審査手順について

- 既にどこかの認定機関で判断があるものについては、一から判断する必要はなく、認定機関間で過去の判断結果をつき合わせる等の方法でも可能ではないか。
- 過去の資材情報と変わってきている場合も多い実態から、過去の判断結果は参考にしない。また、認定機関により判断にばらつきがある故今回の事業実施に至った経緯を考慮すれば、認定機関による過去の判断によらず、基準および手順書に則り、新たに判断を行うべきであろう。

④ 資材審査の優先順位について

- 今回申請受付順で審査を進めることとしており、申請多数につき、途中で受付を閉め切っている。申請を受け付けられなかった資材について、広く使用されている資材であり、審査してほしいとの強い申し入れが何件かある。
- 募集時に先着順と謳っているのであればその原則を変えるべきではない。

(2) 資材リストの扱いについて

① 不可資材について

- 不可となった資材については、公表されないということだが、それでは認定機関によってはずっと認め続けるところが出てくるだろう。認定機関や生産者が一番知りたいのは使用不可の資材である。しかし、メーカーにとっては社会的な打撃になるので慎重に考えるべきことである。→不可資材の出し方についても検討する。(農林水産省)

(3) 基準および手順書の扱いについて

① 今後の基準および手順書のメンテナンスについて

- 5 年毎に規格改定が行われることから、少なくともこれに應じて、基準および手順書を継続的にメンテナンスしていく必要がある。このことを手順書の中に提言として「改定されていくことが望まれる」といった記述を追記する。

② 記載対象資材の範囲について

- 別表 1，別表 1 に加えて、規格改訂により追加された別表 4、土壌又は植物に施されるその他の資材を対象とする。別表 3，別表 5 は対象外とする。

③ 基準および手順書の名称について

- 基準および手順書の名称が長すぎる。今後頻繁に活用されるので、呼び易い名称

にすべきである。

- ・ 「別表 1, 別表 2、別表 4」を「別表」にまとめ、「及び一般管理資材」を「等」とし、「有機農産物 JAS 規格別表等の判断基準・手順書」とする。

(4) 基準書の内容について

① 化学合成物質の用語の定義について

- ・ 「けん化」について、コーデックスでは石鹼の使用をペストコントロールでは認めているが、土壌改良資材としては認められていない。
- ・ 日本の JAS 規格上では、石鹼は、農薬登録されていないため病虫害防除には使えない。石鹼を pH 調整を目的として使用すると聞いており、これについては土壌改良資材として使用を認めている。〔農林水産省〕
- ・ 「けん化」は化学反応であるが、規格上、「燃烧、焼成、溶融、乾留又はけん化」を除くと明記されたことを受けて、基準および手順書もこの定義に統一する。
- ・ 特別栽培のガイドラインからの引用ではなくなることから、用語の定義について見直す必要がある。現行は「元素を構造の新たな物資に変化させる」という言葉があるが、この定義に当てはまるのは核分裂や核融合というレベルの話になってくる。原発事故以来放射性物質については深刻な問題となっており、こうしたものを定義の中に加えて処理していくということになると、とても手に負えない。現状この問題については関連法規に従っていくしかないので、この手順書の中で使用禁止物質として扱うことにつながる定義の仕方は見直したほうが良いと考える。→「元素」という単語を除く。

② 許可資材同士の混合による製品について（昨年度両論併記）

- ・ 混合して化学変化が起きるとは限らないので、許可してもよいのではないか。
- ・ 硫酸カリ苦土などは、キーゼライトと塩化カリ混合して化学反応させて物質化したものであり、認められない。
- ・ 判断基準には、許可資材同士の混合に関する一般的な記述は行わない。「キーゼライトと天然の塩化カリを混合し、複塩としたもの」を認めないことについては、手順書の硫酸カリ苦土の項に移す。

③ 家畜排泄物由来の堆肥の条件について

- ・ 牛舎の敷き料について建築廃材等を使用しないことを求めたのは、堆肥中に釘やガラスの破片が混入するケースがあり、それが牛舎の敷き料に由来することが分かったため。これについては、一般管理条項の観点から排除する必要があると考

える。

- 今回の改正で、植物由来の資材の条件が変更されたことに伴って、牛舎の敷き料等についても同様に「植物の刈り取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないもの」という条件を加えたほうが良いとの提案があった。これについて、理念的には除外すべきものであるが、現実的に無理があるので避けたい。現行のとおり建築廃材のみ排除していくという条件にとどめることを希望する。
 - 敷き料にバーク等が使われている場合、それが伐採後化学処理をされていないものだとことを確認するのはかなり大変であり、使える堆肥類が非常に少なくなってしまう。
 - 有機畜産の実際の運用を見ても、敷き料の伐採後の化学処理については有機畜産としても分別管理はされていないというのが実情。そのような実情の中で、新たに条件を追加するのは難しい。

(5) 手順書（別表 1）について

- ① 岩石を粉砕した資材の重金属検査を求める対象について（作業部会からの要望）
 - 「重金属の検査を一律には求めない」の記載について、粘土鉱物まで重金属検査を求めるのは厳しい。
 - この項、規格上の「岩石の粉」は、別表 1 で個別にあげられたもの以外の様々な岩石に対して設けられており、主として粘土鉱物類に対応していることから、一律に求める必要はない。
 - 「重金属の検査を一律には求めない」の部分を「必要に応じて検査を求める」に変更する。
- ② 生おからについて
 - 発酵食品廃棄物としてのおからについては消泡剤の使用の有無は問われない。
 - 発酵と未発酵は両方について、消泡剤を含む生おからの使用は認められないことを記述しておく。
- ③ 乾燥藻及びその粉末について（昨年度両論併記）
 - 「酸・アルカリの処理の有無を確認し、酸・アルカリの処理の有るものは不適合とする。」の記述について、乾燥藻及びその粉末の製造工程において、酸・アルカリの処理が行われるケースがどの程度あるか不確定故、この記述は残しておくべきだろう。
- ④ 硫酸苦土の臭素置換の工程を化学的処理とするかどうかについて
 - 農水省に確認したところ、化学的処理であるという判断であったことから、硫酸

苦土の臭素置換の工程を化学的処理として認めないことを明記する。

⑤ メタン発酵消化液

- 手順として確認すべきことは、①嫌気性発酵であること、②凝集促進剤の使用、③可食部に使用しないこと、である。
- 緑肥等に使うのは構わないが、直接食物を栽培する圃場には入れられないというのが国際規格での考え方である。
- 規制の意義を考えてみると、病原微生物の残存の可能性が高いことが問題である。そうした安全性の基準であることを念頭に使用の仕方を考えるべきである。もう一つ提案したいのは、施用できる期間を設けることなどである。→手順書は資材の確認にかかるものなので、可食部の解釈として使用できない期間などを記入することは出来ない。
- 資材評価としては、1) 汚泥肥料でないこと、2) 家畜ふん尿等の有機物を嫌気条件化でメタン発酵させた際に生じるものであること、の2点の確認までである。
- 可食部分に使用しないことについては、資材自体の判断ではないので、使用規制について登録認定機関がしっかり評価することを求めていく必要がある。
- 「可食部分に使用しないこと」の意味については、コーデックスでは、「食用作物に使用しないこと」の意味であり、牧草地などへの施用に限定されていると解釈している。→農林水産省としては、規格改定案は確定済みであり、「食用作物への採取段階での直接散布を禁止する」ことを意図している。
- 現実的には、一般に使用されているものは家畜ふん尿と人糞と残渣の3つを混ぜている。し尿だけを原料とするものはほとんど現場では使われていないはず。現実離れした記述だと考えられる。なので、「し尿を含む場合には」といった記述にすれば良い。→「原料にし尿を含む場合は可食部分に使用しないこと」とする。

⑥ ニームオイル

- ニームオイルは特定農薬として認められていない。故に農薬効果を目的とする場合は、有機 JAS での使用は認められない。一方、ニームオイルを抽出したカスは有機 JAS での使用が認められている。申請者が農薬効果を意図せずにニームオイルを原材料として使用した場合の判断が難しい。
- ニームオイルが使用不可になった場合、インドの紅茶栽培等に影響がでる。
- 農林水産省判断により、ニームオイルの使用は認められないと結論する。

⑦ 魚かす粉末

- 以前は肥料用であれば酸化防止剤の使用はないだろうということから肥料用と飼料用の確認の手順を分けていたが、今は両方とも使用があるという状況なので、

区分は不要である。

- 「魚かす粉末には肥料用と飼料用等があるが、いずれであっても抗酸化剤として化学合成された物質（エトキシキン等）が混入している場合は不適合。」の記述に訂正する。

⑧ 食品工場から出る食品の廃棄物について

- 副産物の廃棄物はこの項には含まれないことを明記すべき。食品は食品衛生法により認められた添加物程度しか残っていないが、副産物には製造過程で使われた各種の製造溶剤が副産物の中に残留する。
- 食品の廃棄物と副産物の線引きは難しい。区分をはっきりさせる必要がある。
- 食品の副産物については、「通例食用には供されない」を付記する。

⑨ 泥炭

- 泥炭を主成分にする資材については育苗養土であることが条件となるが、そうした使用規制について作成中の適合資材のリストのほうに明確に記載すべきである。→確認手順の使用条件に関する記述（下のほうの3つの箇条書き）を注意書きとしてリストにも掲載する。
- 融雪剤という使用方法については、明らかに肥料・土壌改良資材の範疇を越えている。また、融雪剤としては、炭が使用されることもあり、安価な建築廃材を使っていることも多いので、その使用制限についても入れたほうが良い。→融雪剤という項目で、泥炭を使用することについての注意と、木炭を使用する際の制限をそれぞれ記載する。

⑩ 食酢

- 名称は米酢だが、米だけを原料にしているとは限らない。→「米酢であれば原材料は米であり…」という文言を削除する。

⑪ 乳酸の造粒材としての使用

- パブコメに乳酸の造粒材での使用は不可とあるが、2006 年改正の際に乳酸を追加することを提案した主な理由が pH 調整のための造粒材での使用であり、現在「育苗培土等」とある「等」はそれを指している。→「乳酸」については、造粒時の pH 調整材としての使用は認められるが、造粒材としての使用は認められないことを記述する。

⑫ 食用に用いられる植物の抽出物

- 「食用に用いられる植物の抽出物」が削除されたが、別に認められたカプサイシ

ンの他にもしょうがやにんにくなど使用実態はあるので、手順書には明記すべきである。→植物抽出物の調整剤としての使用については、施設関係の防除剤にあたるので、Q&A の記述で読める。：農林水産省

⑬ 塩化加里や塩化ナトリウム

- 塩化加里や塩化ナトリウムにおいて「イオン交換膜を使用して生成を行う場合、イオン交換膜への析出物を防止するための塩酸の使用は認められる」という記述について、塩酸以外も使われるケースがあるため、「塩酸等」に訂正する。

(6) 手順書（その他資材）について

① 光分解性誘引テープ

- 取り除けるものは使用可能だが、取り除けないものは使用不可という原則をはっきりさせるべきである。
- 光分解性誘引テープの使用について、「使用後分解までに回収すること」を追記する。
- 基本的には撤去するという考え方で良いと思うが、完全撤去は非常に難しく、これを明記してしまうと、生産現場が非常に窮屈になるため、検査員の現場の判断に任せるレベルでよいのではないか。
- 現状としては、当たり前前の技術として有機・非有機問わず多くの農家が使用している。有機農業を営むのに必要な技術であれば許容できる範囲で使用できるようにしたほうが良い。

(7) 手順書（別表 2、別表 4）について

① 性フェロモン剤

- 性フェロモン剤には実際は誘引剤として食品や食品添加物が使われることが多いが、それが判断基準に入っていない。→Q&A では使用が認められるという書き方をする予定である。：農林水産省 →食品及び食品添加物の使用が可能であることを手順書にも記載済みである。米糠も食品の一部に含められる。

② 着色石松子

- 着色石松子には化学合成ではないものもあるので、本文を「人工受粉の際に使用する花粉の増量剤である着色石末子については、化学合成着色料を用いたものは～（以下同じ）」とすべきである。→タイトルを「化学合成着色料を用いた石松子」に修正する。

2. 有機使用可能リスト作成手順書の作成

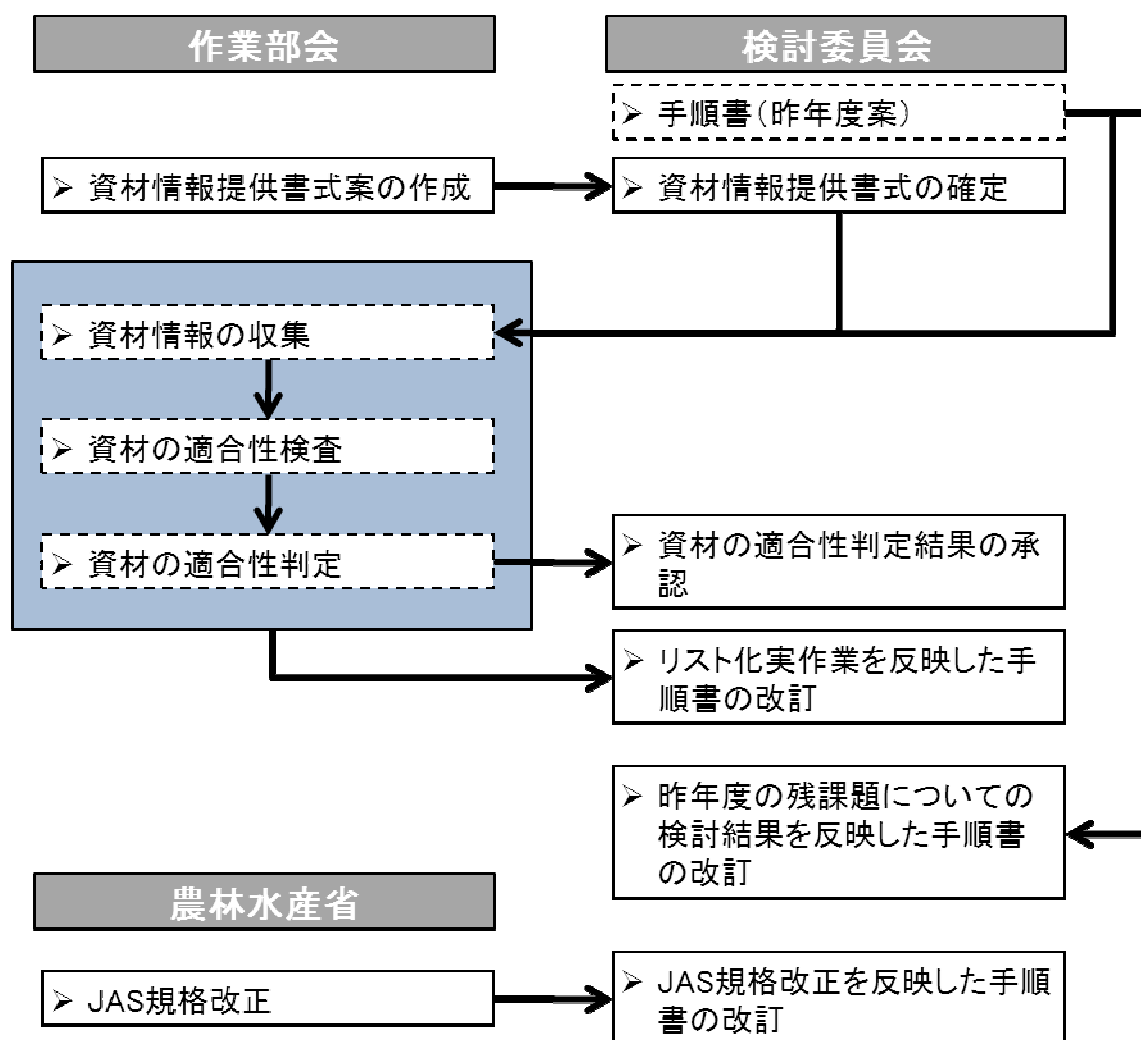
有機 JAS 規格や肥料等の資材に関する知識を有する専門家等により構成される検討委員会を設置し、有機使用可能資材の判断基準および手順書作成を行った。

2.1. 主な作業項目

有機使用可能リスト作成手順書の作成として、以下の作業を実施した。

- 資材情報提供書式の作成
- 昨年度の残課題についての検討結果を反映した手順書の改訂
- リスト化実作業を反映した手順書の改訂
- 規格改正を反映した手順書の改訂

2.2. 作業手順



2.3. 有機使用可能資材の判断基準および手順書

本作業の成果物である、有機使用可能資材の判断基準および手順書および資材情報提供書式は、資料編に収録している。

3. 資材データの収集

有機 JAS 規格別表等に適合する資材のリストを作成するため、資材の製造者および販売者を対象として、資材データの収集を行った。情報収集に際して、資材情報提供書式の作成も行った。

3.1. 主な作業項目

資材データの収集として、以下の作業を実施した。

- 資材情報提供書式案、改正案（必要に応じて）の作成
 - 資材の適合性判断に必要な情報項目を勘案して、資材情報提供書式を作成した。
- 資材情報の公募
 - HP 掲載…弊社 HP に公募情報を掲載した。
 - メール配信、FAX、郵送等によるお知らせ…昨年度実施した説明会の参加者（資材メーカー、生産者等）に承諾を得て、メール配信、FAX、郵送等により案内した。
 - 認定機関から資材メーカーへの案内…農林水産省殿より認定機関に、資材メーカーへの公募情報の連絡を行った。
- 資材情報の受領
 - 資材情報の受領に際して、資材メーカーとの間で、秘密保持契約、個人情報提供契約等の必要な手続を行った。
（注）結果として今年度のリスト化対象外となる資材情報が生じることについても予め考慮し、手続の手順を検討した。
 - ✓ 適合性判断の結果、不適合とされた資材（審査対象、リスト化対象外）
 - ✓ 今年度の登録作業可能件数を上回って応募された資材（審査対象外、リスト化対象外）
- リスト化優先資材の選定
 - リスト化優先資材の選定方法については、委員会の決定に従い、申請受付順で実施した。
- 適合性判断結果の通知連絡
 - 適合性判断結果（資材リストへの登録可否）を書面で通知した。

3. 2. 収集した資材データ

（収集した資材データは、守秘義務により、本報告書には掲載していない。）

4. 有機使用可能資材リストの作成

有機 JAS 規格及びその使用可能資材に関する専門家により構成される作業部会を設置し、2. で作成した有機使用可能資材の判断基準及び手順書に基づき、3. で収集した資材情報について、有機 JAS 規格別表等への適合性の審査（検査および判定）を行った。また、審査の結果、適合性を有すると認められた資材について、一般に公開するためのリストを作成した。

4. 1. 主な作業項目

有機使用可能資材リストの作成では、以下の作業を実施した。なお、（※）の作業は、作業部会にて実施した。

- 収集した資材情報の確認（※）
 - 募集要項にて規定の様式にて資材メーカーより申請された資材情報の書面による検査実施。
 - 上記申請情報にて不足の情報について、改めて、書面や電話問合等により追加確認。
 - 必要に応じて、現地確認を実施することとしていたが、今回の実施はなし。
- 資材の適合性検査、判定（※）
 - 基準および手順書に基づき、収集した資材情報について適合性を検査、判定した。
- 適合性検査、判定結果のとりまとめ（※）
 - 委員会にて資材リストの承認の可否を判断するために、適合性の検査、判定結果をとりまとめた。
- 資材リスト閲覧ツールの様式検討
 - 資材リストへの表示希望項目について、説明会会場でのアンケートにより、認定事業者、資材メーカー、認定機関等から広く意見収集を行った。
 - 上記アンケート結果を反映して、資材リストの様式を決定した。

- 資材リスト閲覧ツールの作成
 - PC 上で閲覧可能な資材リスト閲覧ツールを作成した。
 - 農林水産省 Web サイトに掲載するため、ファイル形式は HTML 形式とした。
- 資材リストの今後の取扱いに関する検討
 - 資材リスト作成の実作業を踏まえて、資材リストの今後の取扱いについて検討した。

4.2. 作業体制

有機使用可能資材リストの作成にあたっての検査、判定は、以下の作業部会を設置して実施した。なお、作業部会には、オブザーバとして、検討委員代表、農林水産省、事務局が同席した。

所属	委員 ※敬称略	検査員	判定員
NPO 法人 日本有機農業生産団体中央会	加藤 和男		○
NPO 法人 環境保全米ネットワーク	高橋 芳道		○
財団法人 北農会	谷口 健雄		○
NPO 法人 熊本県有機農業研究会	橋本 忠昌		○
株式会社アファス認証センター	阪本 健	○	○
株式会社アファス認証センター	渡邊 悠	○	
財団法人自然農法国際研究開発センター	岩堀 寿	○	
NPO 法人 日本オーガニック&ナチュラルフーズ協会	遠藤 秀和	○	

4.3. 実施スケジュール

作業部会	開催日時	検査、判定対象累計
第 1 回	平成 23 年 9 月 12 日（月）10:00～17:00	27 点
第 2 回	平成 23 年 10 月 21 日（金）10:00～18:30	215 点
第 3 回	平成 23 年 11 月 17 日（木）10:00～17:00	
第 4 回	平成 23 年 12 月 1 日（木）10:00～17:00	245 点
第 5 回	平成 23 年 12 月 22 日（木）10:00～16:00	315 点

第 6 回	平成 24 年 2 月 16 日（木）10:00～17:00	
第 7 回	平成 24 年 3 月（随時）	438 点

※守秘義務事項につき、審査内容については掲載不可。

5. 説明会の開催

認定事業者、認定機関、資材メーカー等を対象に有機使用可能資材の判断基準・手順書及び資材リストの周知を目的とした説明会を全国各地で開催し、その結果を取りまとめた。

5.1. 目的

「平成 23 年度有機 JAS 規格制度等信頼向上委託事業 有機使用可能資材リスト化事業」において策定された「有機農産物の JAS 規格別表等資材の適合性判断基準及び手順書（平成 23 年度規格改正案対応版）」について、その概要を解説する。

5.2. 対象

- 資材メーカー
- 有機 JAS 認定事業者
- 有機 JAS 登録認定機関（事務局・判定員）
- 有機 JAS 検査員
- その他、行政機関等

5.3. 開催時期

平成 24 年 2 月 25 日～平成 24 年 3 月 8 日

5.4. 開催場所および参加実績

日程	開催地	会場	参加者数※1
2 月 25 日（土）	東京	（株）三菱総合研究所 大会議室	70 名
2 月 26 日（日）	東京	（株）三菱総合研究所 大会議室	26 名
2 月 28 日（火）	札幌	アスティ 45 ACU 中研修室	76 名
3 月 1 日（木）	仙台	仙台国際センター 桜 2	84 名
3 月 2 日（金）	熊本	熊本交通センターホテル 椿	70 名

3 月 5 日（月）	大阪	天満研修センター 101 ホール	107 名
3 月 8 日（木）	東京	（株）三菱総合研究所 大会議室	94 名

※1：農林水産省、本事業の委員、FAMIC、事務局を除いた参加者数

5.5. プログラム

- ・ 農林水産省挨拶（10 分）
- ・ 有機使用可能資材リスト化事業の概要（10 分）
- ・ 有機農産物の日本農林規格と検査認証制度のしくみ（30 分）
- ・ 有機 JAS 規格別表等資材の適合性判断基準および手順書の概説（140 分）
- ・ 質疑応答（20～40 分）

5.6. 講師

本説明会の講師は、有機使用可能資材リスト化事業検討委員会委員に務めていただいた。

- ・ 札幌、東京、熊本会場：株式会社アファス認証センター 渡邊委員
- ・ 仙台、大阪会場：NPO 法人日本有機農業生産団体中央会 加藤委員

5. 7. 開催の様子

(1) 札幌会場



(2) 仙台会場



(3) 東京会場



5. 8. 質疑応答

会場において、以下の質疑応答があった。

(1) 札幌会場

Q1

- ・ バーク堆肥について、乳酸の使用は認められるか。

A1

- ・ 乳酸は、1. 2. 35 にある。植物原料のものは使用可である。

Q2

- ・ 資料 3 の 40 ページに、チェーンポットについて、「紙製のポットは使用禁止資材である接着剤が使用されていることから、使用できない。」とあるが、一方で、光分解性誘引テープは、「回収することを前提に使用可能」となっている。生分解性マルチが使用不可の理由は回収できないからなのか。チェーンポット等についても除去できれば使用可能か。

A2

- ・ チェーンポットを除去して使用している生産者もいるが、今の文面では不可である。
- ・ 資料 3 の 38 ページに記載のある、プラスチックマルチについては、使用後に取り除ければ使用可能である。

Q3

- ・ 資料 3 の 26 ページ「36-②」について、糖蜜は全て、製造工程の確認なしで使用可能なのか。

A3

- ・ 糖蜜メーカーの工場から出た物は良い。

Q4：資材メーカー

- ・ これまで事前確認書の取得が必要であったが、リスト化により手続きはどう変わるのか。4 月 1 日以降は資材協議会に申請すればよいのか。

A4

- ・ 資材協議会を作った理由は、今回のリスト化である。一定の周知期間を経て、今後は資材協議会が一括して資材の審査を行うことになるが、審査能力を持つ者が限られるので、登録数は年 500 点程度に留まるだろう。全部で 3000 点程の資材があるので、当面、リスト化に至らない資材については、各認定機関や認定事業者にて、今回の手順書により、各自で評価を見直して貰う必要がある。

Q5：

- ・ バーク堆肥について、放射性物質の懸念があり、資材メーカーで確認しているが、有機 JAS として、これを確認することは求められないのか。

A5：

- ・ 2011. 08. 01 通知では自主検査を求めている。
- ・ 本手順書では、有機 JAS の範囲で放射性物質の確認は行わない。メーカー責任で行って貰うこととしている。

Q6：

- ・ 配付資料のカラーパンフレットに、有機 JAS の資材の畜産原料について、有機畜産であることを求めているが、これでは有機の制度として不適切ではないか。

A6：

- ・ 我が国の有機畜産はまだごく僅かであり、これしか使えないとすると、実質、有機農業に畜産由来の資材は使えないことになる。
- ・ EU では、牧畜から有機を導入している背景もあり、この点は厳しく規定している。

Q7：生産者

- ・ 今回農水省事業でリストが作られたが、次年度以降は第三者が管理し、農水省は関知しないということだが、責任は誰が取るのか。生産者としては、一旦不適合資材を使ってしまったら、3 年間またやり直しになるリスクがあり、資材を使う際に常に不安を感じている。

A7：

- ・ リストを農水省 HP からリンクして貰うことは、農水省へ依頼している。審査のコスト負担については、農水省で予算化されておらず、解決していない。今後も農水省と交渉していく。

(2) 仙台会場

Q1：

- ・ 資料 3（手順書）に別表 3 の記載がないが、説明願いたい。
- ・ 砂糖とあるが白砂糖は認められるか。漂白してあるのですが。ぜひ認めてほしい。

A1：

- ・ 別表 3 については、JAS 規格に記載のとおりであるので、手順書には記載していない。資料 2-3 の新旧対照表を参照のこと。
- ・ 別表 3 の砂糖のことは、検討委員会で議論されていないので、コメントできない。意見として承り伝える。

Q2：

- ・ リストが農水省の Web で公開されることについて、有効期限はどうなるのか。内容に変更が生じた場合は？

A2：

- ・ 有効期限は 1 年。内容変更あれば直ちに農水省に連絡して欲しい。
- ・ その後のメンテナンスは、有機 JAS 資材評価協議会で引き継ぎたいと考えている。登録認定機関の有機 JAS 資材評価協議会の取組は、本事業に先行して開始されている。資材協議会には 28 の認定機関が参加している。他会場での農水省ご担当者の発言では、農水省としても民間に引き継がれることを望んでいるとのこと。
- ・ 資材協議会では、年 1 回の定期更新審査を行うこととしており、途中に変更が生じた場合はメーカー側から申請し、再審査を受けることとしている。

Q3：

- ・ プログラム 2 の件で、我が国で有機農地面積が 0.2%しかない理由は何か？

A3 :

- 理由は分からないが、参考までに EU との違いについてみると、以下の 3 点の違い。
 - ①EU では 1990 年代に国による有機推進施策が始められた。それ以前は EU でも有機の割合は低かった。日本では 2006 年に有機農業推進法が施行されたが、EU から 16 年遅れている。
 - ②EU では、農業政策のベースに「農業は環境を破壊するものである」との考えがある。農業の環境へのマイナスの影響を最小にすることが重要。環境を守るような農業を社会が支援すべきとの考えが基本にある。日本では農業による環境へのマイナス影響の側面についてはオブラートに包まれている。農業の多面的機能など良い面は強調されるが、環境保全ということに切迫感が違うように思う。
 - ③硝酸態窒素の問題などについて例にみると日本は急峻な地形で水が豊富なのに対してヨーロッパでは例えばセーヌ川がスイスに始まって北海にそそぐまでに人体を 7 回循環するというような違いがあり、シビアさが違うが、規制を敷いている。例えばほうれん草で EU では、夏は 3000ppm、冬は 4000ppm を超えるものは販売できないが、日本ではこれを上回るハウレン草も販売されている。日本に規制はない。

Q4 :

- 肥培管理について「維持増進を図ることが出来ない場合」とか、有害動植物防除等について、「効果的に防除することができない場合」などの記載があるが、この判断基準はあるか。
- リスト掲載資材を使用して問題が生じた場合、使用した生産者の責任が問われるのか。

A4 :

- やむをえない場合などの判断基準についてはいちがいに言えないところであり、現在は認定機関によっても差がある。明確な基準は難しい。まず、原則的な方法での取組があること、しかしその取組みでは「生産量の減収が生じるまたは見込まれる。必要な生産量が確保できない」場合が該当する。しかし、大幅な減収の許容範囲はその生産物の販売価格や生産者のとらえ方によっても違っだろう。一方で、有機の取組の期間によってもかわる。肥料なしで慣行農法と同様の生産量を上げている生産者もいる。永年の有機の取組による地力の向上と経験によるものであり、有機をはじめたばかりの場合との差が大きい。
- リスト掲載資材が後に不適合と判明した場合、「判明した時点で使用を中止すること、過去は問わない」（圃場歴にはつけない）ことで議論している。リストに掲載された資材を信用して使用した生産者の責任を問うことは、考えられない。現在でも、適切な審査が実施されたにもかかわらず不適合が後から出てきたというような事例があるが、生産者のそれまでの使用は問わない形で処理されている例がある。

Q5：

- ・ 環境を守ることと、食の安全のために、有機農業は大事である。この観点から、環境ホルモンや放射性物質による汚染を防ぐ上で有効とされるカリウムの施用を義務付けるべきではないのか。放射性物質の問題について意見を聞かせてほしい。

A5：

- ・ 資材のリスト化とは異なる問題なので、私個人の意見になる。関東・東北 17 都県全域に放射性物質の降下があった。私の住む東京や近くの千葉あたりでも農地に 100 ベクレルから 300 ベクレルくらいの汚染が生じている。これらを作物に吸収させない取組は重要。この点については、1960 年代の大気圏内核実験からはじまって日本に降下したセシウムやストロンチウムの作物への吸収移行の研究や実験のデータがある。塩化加里だけでなく、粘土鉱物、腐植物質などがセシウムを吸着し、作物への吸収を抑制する効果が大きいことが示されている。たい肥を入れた土は作物への吸収を抑制する効果が一番大きいという実験データがある。有機農業者の実践でも示されている例がある。たい肥の原料がやられてしまっているというつらいところがあるが、有機基準のもっとも原則的な方法は放射性物質の吸収を抑制する力があり、安全確保に強い力を持っていると思う。

(3) 東京会場（第 1 回）

Q1：資材メーカー

- ・ 本事業は業界にとって非常に有難い取組である。今後の取組について、今回リストに登録されなかった資材や新しい資材については、どう扱われるのか。

A1

- ・ 4/1 以降、資材協議会にて受け付ける。
- ・ 農林水産省としても本事業が民間に引き継がれることを望む。（農林水産省）

Q2

- ・ 資料 3 の 34 ページの記載について、農薬対策室の通知（2012 年 2 月）により、木酢液や焼酎等は、特定防除資材としての使用が禁止されたと認識している。

A2

- ・ その件については当方では確認していないので回答しかねる。
- ・ 特定防除資材になっていないものの扱いについては、資料 2-3 の 8 ページにあるとおり、肥料及び土壌改良資材に該当すれば使用可能である。（農林水産省）

Q3

- ・ カブサイシンは使用可能か。

A3

- ・ 資料 3 で説明しているとおり、使用可能である。
- ・ ねずみがコードをかじるのを防止するために使用したいとの申請があり、今回これについては許可した。(農林水産省)

Q4

- ・ 種子消毒を自己責任で行うとは、農家が自分で洗浄するということか。

A4

- ・ 使用の前提として、有機種子であることとされており、これが入手できない場合は使用可能資材の種子、それも入手できない場合は消毒種子も認める、ということを認識して欲しい。
- ・ これまでの経験から発生が相当の確度で予測される時は、別表 2 の農薬を使用できる。

Q5

- ・ 資料 3 の 8 ページに記載のある、コンタミリスク防止のための切り替え時の確認は、どの程度必要なのか。何か基準はあるのか。

A5

- ・ コンタミリスクの確認は、実施検査で行う他ないと考えているが、可能な限り、コンタミ防止手順を資材メーカーから書面で提出して欲しい。

Q6

- ・ ココピートは育苗で使用可能か。ココピートとは、ココナツの残さを原料として作られる資材である。

A6

- ・ ココピートは食物残さの項で読む。

Q7

- ・ 現在は資材の証明書を都度取っているが、今後はリストに載っていれば不要ということか。
- ・ 資材リストは有効期限が 1 年とのことだが、来年度以降は使えなくなるのか。

A7

- ・ 肥料取締法では成分で判断されるので、原材料等に変更が生じて成分が変わらなければ再申請の必要ない。一方、有機 JAS では製造工程の確認が必要になるので、原材料や手順が変わったら再審査が必要になる。

- ・ 資材協議会では継続的に確認を行うが、農水省のリストは 1 年間のみ有効となる。資材協議会は 28 の認定機関が参加しており、95%の生産者をカバーしている。

Q8

- ・ 海草エキスを育苗で使った場合は、有機にならないのか。

A8

- ・ 育苗に限るのはピートモスだけである。他の資材は、育苗と圃場とで資材の可否は変わらない。御社の海草エキスには化学処理があるので、これを使用した場合は有機にならない。

Q9：栃木県の生産者

- ・ 放射性物質の残留事例が近隣の県を含めて多発している。有機 JAS の生産の原則による農業が、今後も長期にわたり困難な状況である。

A9

- ・ 農水省から当面は放射性物質の残留の検査の必要性が低いと発表した資材から残留が検出されたこともあり、難しい問題である。

Q10

- ・ 草木灰、木炭は、生産者が自ら作る場合も多い。これらについて、生産者で線量を測定することは難しい。

A10

- ・ 2010.08.01 通知を参照して欲しい。自己のほ場の残渣を使う場合はよいが、他のほ場からの残渣等外部導入資材の場合は、分析結果証明書が必要である。メーカーの多くは自主検査している。なお、食品の場合の「規制値」は厳守の必要があるが、肥料等の場合の「許容値」については、大凡その値である。

Q11

- ・ ピートモスを育苗以外で使用できない理由は何か。
- ・ 有機 JAS で使用可能な pH 調整はあるか。

A11

- ・ コーデックスに基づく。
- ・ 有機 JAS で使用可能な酸性を強める pH 調整については、情報を持ち合わせいない。後日、改めて問い合わせていただきたい。

Q12

- ・ 資料 3(1)に製造工程図の入手について記載があるが、協議会を利用しない場合にも

これを参照できるよう、申請書式を公開して欲しい。

- ・ 「有効期限」の定義は何か。

A12

- ・ 本事業で採用した書式は、そもそも資材協議会の書式をベースにしているが、本事業の書式を基に資材協議会の書式にも反映させる。
- ・ 肥料登録では、3 年から 6 年になっている。有効期限については、原材料等の変更のサイクルは資材メーカー自身にしか分からないので、資材メーカーが定めることであるが、協議会では一律 3 年にしており、有機 JAS の認定基準に合わせて、1 年ごとに臨時検査として年次で再申請して貰う運用としている。

(4) 東京会場（第 2 回）

Q1：生産者

- ・ こまつなを生産しているが、泥炭を肥料の一部としてであれば使って良いとはどのくらいまでよいのか。

A1

- ・ 堆肥に一部入れる場合は pH 調整材と見なされるが、具体的な数字は示されていない。ほかしとしての利用は可だが、土壌改良としての利用は不可である。

Q2：生産者

- ・ 人間も自然の一部であり、人糞についても有機での使用を早く認めて欲しい。6 ヶ月以上発酵させたものは使えるようにして欲しい。
- ・ 有機食品を多く採るようにすれば、人糞の成分も改善される。

A2

- ・ 99 年までは人糞推進派であったが、人糞の重金属データを見て以来、汚泥は認められないという考えである。
- ・ 国際的には、人糞利用に賛同する国も一部あり、日本が人糞利用を認めたことは注目を集めている。

Q3

- ・ 資料 3 の 38 ページの生分解性マルチについて、乳酸を原料とするもの（ポリ乳酸）も使用不可か。

A3

- ・ シーダーテープについて、過去に調べた生分解性製品では、使用可能なものはなかった。資料があれば、調べて回答する。

(5) 東京会場（第 3 回）

Q1

- ・ 今回のリスト化で、使用可能な資材がポジティブ化されたが、今後も資材証明書は必要か。
- ・ 製造工程は、購入の都度入手しておけばよいか。

A1

- ・ リストに掲載された資材については、資材評価協議会に加盟する認定機関（28 機関）では、証明書は不要になる。それ以外のケース（リストに掲載されない資材、または、資材評価協議会に加盟していない認定機関）は、従来通りの手順になる。
- ・ リストに掲載されていない資材については、資材メーカーより製造工程を取り寄せて、各自で判断して欲しい。今回のリスト化事業でも全ての資材について資材メーカーに製造工程の提出を求めたが、各社提出している。
- ・ リスト化の審査件数は、年間 500 件程度が限度ではないかと考えている。故に 3000 ～4000 件ある資材を登録するには数年かかる。
- ・ 資材の購入前に製造工程を入手し、認定機関に確認することを勧めている。
- ・ 基本は認定事業者の自己責任である。
- ・ 手順書についても、今回かなり細かく決めたが、今後も改訂が必要であり、農水省へもその旨申し入れている。

Q2

- ・ コンタミネーションがないことの確認は工場に尋ねる他に方法がないのか。

A2

- ・ コンタミネーションの確認は実地検査が必要だが、コストがかかるので、メーカー責任の下で書面での確認で済ませている。メーカー側でコンタミネーションをなくすための自助努力が不可欠である。

Q3

- ・ 家畜の糞尿の「ある程度の乾燥」について、基準はあるのか。

A3

- ・ コーデックスでは乾燥したものは認めている。欧米の基準では発酵温度等も決められているが、日本にはそのような基準がない故、未熟でも認める他ない。

Q4

- ・ 紙マルチに塗布するコーンスターチについても、コーンスターチの判断手順に則し

たものでなければ認められないか。

A4

- ・ コーンスターチを塗布して使用する場合は、亜硫酸浸漬を認めざると得ない。

Q5

- ・ 国産品の魚粕は使用できるのか。

A5

- ・ 輸入品はすべて殺菌されるので、不適合である。国産品では、肥料用には殺菌剤が使用されている。肥料用でもエトキシキンの使用が多いが、使用していないものもあるのでエトキシキン不使用のものが分別管理されている場合は、使用可能である。

Q6：種子メーカー

- ・ 生産者より種子消毒していないものが欲しいと言われるが、輸入品は消毒が義務付けられている。対処の方法があるか。

A6

- ・ 有機 JAS 規格（資料 2-3 の p. 2）に記載あるとおり、入手困難な場合は、種子については使用が許される。苗については、付則に記載されたこんにゃくいも等しか使用が許されない。

Q7

- ・ 農林水産省の事業は今年度までとのことだが、その後、リスト登録は有料化されるのか。

A7

- ・ 民間として資材評価を行う場合は有料化される。今回は国費の支援を受けて資材協議会で審査したが、かなりの部分を持ち出しで実施している。今後、民間の事業として成り立たせるためには、有償化せざるを得ない。価格は検討中だが、資材 1 点につき 5 万円、配合違いは 3 万円、名前違いは 1 万円と考えている。4/1 より受付を開始する予定だが、当面は 28 機関が資金を拠出して運用する。検査員、判定員も今の 2 倍に増やす必要があり、そのための教育訓練にもコストを要する。一方で、農水省へも、今後も国費で支援して貰えるよう、引き続き依頼している。

農林水産省：

- ・ リストの作成は、法制度で定められた事項ではないので、予算化が難しい。震災対応もあり逼迫している事情もある。よって、国としては、極力、民間において、必要最小限のコストで引き継いで貰いたいと考えている。

生産者：

- ・ リスト化は非常に重要な取組であり、今後、農水省が支援しないことについては、

納得がいかない。

渡邊委員：

- ・ 本事業は元々、3 力年事業であったが、2 力年に縮小された。皆様から多くの要望が寄せられれば、今後、事業が復活する可能性もあると思う。予算折衝は 6 月なので、来年度は間に合わないが、来年度については業界からの声次第で可能性はあるだろう。

Q8：資材メーカー

- ・ 日本の規格はコーデックスを基準にしたというが、有機 JAS はコーデックスより厳しい基準であると聞く。国により価値観等異なる故と思うが、共通化はできないのか。

A8：農林水産省

- ・ 国際規格（コーデックス等）があるものはこれに基づき各国の規格を作ることになっている。国際規格は、貿易障壁をなくすことを目的としているが、各国の事情に応じて多少異なる部分があることはやむを得ない。
- ・ 同等性交渉は進めており、現在は、EU への輸出についても同等性が認められることとなっている。韓国はまだであるが、農水省としても、対象国を拡張すべく努力しているところである。

Q9

- ・ 今回リストに載った資材について、原料や製造工程に変更がなくても、再申請が必要なのか。

A9

- ・ 今回のリスト化に際して資材メーカーから受領したデータについては、本来、事業完了時に抹消すべきものだが、これについては、協議会で引き継ぐことで、農水省の了解を得ている。
- ・ 認定機関では、ISO ガイド 65 に基づき、毎年確認を行うことが求められている故、毎年、更新確認を行うこととしている。
- ・ 一方で、肥料登録の場合でも、3 年肥料と 6 年肥料があるので、原材料や製造工程に変更の生じることが少ない資材については、これに配慮した料金体系を検討してもよいと個人的には考えている。

(6) 大阪会場

Q1

- ・ メタン発酵についてはどう判断すればいいか？

A1

- ・ 議論が始まったばかりで判断には難しいところもあるが、メタン発酵の定義があるので、それにしたがって認定機関が判断することになる。

Q2

- ・ 可食部には使わないということだが？

A2

- ・ 議論があるところである。
- ・ NOP では使用時期が制限されている。可食部が土に触れるならば 120 日前、触れないならば 90 日前、など。
- ・ 使用に際しては、十分な注意が必要である。

Q3

- ・ 何時から施行されるのか。

A3

- ・ 農水省の告示次第である。

Q4

- ・ 検討委員の基準は？
- ・ また手順は改訂されるのか？
- ・ 民間の協議会とは？

A4

- ・ 検討委員は、本事業を受託している三菱総合研究所が農水省と相談の上選出した。
- ・ 手順の改訂については、検討委員会から農水省へ申し入れているが、今後については未定のようなのである。
- ・ 認定機関 28 社が加入している組織であり、認定事業者の 95%をカバーしている。

Q5

- ・ 肥料及び土壌改良資材を使用できる原則とは？

A5

- ・ 「止むを得ず」使用する場合の状況について、登録認定機関が個別に判断をすることになる。

Q6

- ・ 証明書を発行する場合、配合肥料では、各肥料の証明が必要なのか。

A6

- ・ 輸入原材料についていえば、輸入の原材料について正しく情報を集めた工程図を記載頂く必要がある。
- ・ 問題のある可能性があるかと判断された場合は、更に質問をしたり、原材料供給元からの書類を求める場合もある。

Q7

- ・ オーガニックコーヒーは誰かが保証しているのか。
- ・ 農家が有機 JAS でないのに、有機を名乗っている場合の罰則とは？

A7

- ・ 有機 JAS 認定機関より認定を受けたもののみが、オーガニックの名称を使用できる。
- ・ 個人なら 100 万円、法人なら 1 億円～の罰金が課される。

Q8

- ・ 不適合だった場合、農家にどう対応すればいいのか

A8

- ・ リスト掲載資材を使用して問題が起きた場合や、遡って使用禁止資材があった場合にも、判明した時点で、是正していくことで問題ないこととしていく考えである。

Q9

- ・ 資材について企業秘密にしたい場合はどうするのか。

A9

- ・ 企業秘密で明かせないならば使えない。(資材リストに登録申請する場合は、資材評価協議会へ企業秘密を提示する必要がある。一般に公開する必要はない。)

Q10

- ・ 認められない廃菌床を餌としたミミズの糞は排泄物由来になるのか。

A10

- ・ そうである。よって、餌として、廃菌床が使われるならば、基準はないので問題ない。

Q11

- ・ ホームセンターで買った用土ものでも、一つずつ調べるのか。

A11

- ・ 調査が必要である。

Q12

- ・ 「用途によっては禁止されている」場合はどのようにリスト化するのか。

A12

- ・ リストにあるから使えるというわけではない。具体的に使えるかは個別の判断による。

Q13

- ・ どうやってリストにのるのか。
- ・ 生産者からリストに載っていないと言われた場合はどう対応すればよいのか。
- ・ 肥料へのマーク付けはないのか。

A13

- ・ 農水省の事業は今年度までであり、今後のリスト掲載については、資材協議会への申請となる。
- ・ リストに載っていない資材は、個別に手順書で判断してもらう。
- ・ 資材へのマーク付けは、法制度上行えない。今回の農水省リストに掲載の資材についても同様である。

(7) 熊本会場

Q1

- ・ 28 ページのその他資材について、使用が認められるのは、エタノール 100%のものだけか。

A1

- ・ 何をまぜたのか、による。禁止されたものを混ぜてはいけない。
- ・ 添加されているものを個別に判断するしかない。
- ・ 化学合成されたものが添加されてはいけない。

Q2

- ・ 市販の食用の焼酎は、醸造アルコールと認識していいのか。

A2

- ・ 添加が化学処理かどうか、による。
- ・ 自家製資材に焼酎を入れている場合にも確認が必要。

Q3

- ・ 椿油かすを畑に使うことを考えている。植物残渣と考えれば使えるが、その他資材としてみると、病虫害防除効果があるので、使えないのか？

A3

- ・ 油・椿油粕は、その他で読む。
- ・ 「椿油は反対」という意見がある。（特定農薬審議会では毒性が有るということで、C という不可資材に分類されている。）
- ・ 有機資材リスト化事業検討委員会・作業部会では、結論は出ていない。
- ・ 資材協議会の結論が出るまでは、個別の認定機関の判断による。

Q4

- ・ 11 ページと 14 ページの 2 カ所にコーンスターチの記載があるが、意味は異なるのか？
- ・ 未発酵の言葉の定義を教えてください。

A4

- ・ 単体としてのコーンスターチは亜硫酸処理があるものは認められない、それに対して食品に入っている添加物としてのコーンスターチを認めるという考え方である。
- ・ 11 ページで不適合の資材でも、ぼかし原料であれば食品に入っているコーンスターチは 14 ページでは適合となる。
- ・ 食品になっており、コーンスターチ入りの食品を発酵させていけばよい。

Q5

- ・ 14 ページの食品廃棄物とは何か？

A5

- ・ 廃棄された食品である。

Q6

- ・ 廃糖蜜はどこで読むのか。

A6

- ・ 製糖産業の副産物、の欄で読む

Q7

- ・ リストの有効期間が来年 3 月にくるが、このリストに入れられないものはどうするのか。

A7

- ・ 資材評価協議会として、4 月 1 日から受け付ける。
- ・ 23 年度は農水省のリストと資材評価協議会のリストが並行する。
- ・ 24 年度以降は、資材評価協議会のリストのみになる。

Q8

- ・ 資材評価協議会は有料か。

A8

- ・ 有料である。
- ・ 4月に料金表を公表する
- ・ 協議会は3年有効で、毎年変更があるか確認はする。

Q9

- ・ 新規格における種子または苗について、「入手困難な最も若齢の苗」の条件とは？

A9

- ・ なす、うり、こんにゃく、だけになった。
- ・ 今まででは結局全て OK だったが、今回は対象品目が限定された。

Q10

- ・ 牛糞堆肥は使いたいという要望があったが、おがくずの確認をしたら9割は問題なかったが、1割は合板由来であった。

A10

- ・ 有機 JAS 規格見直し検討委員会では「建築廃材を除く」となっていたが、その後、現在の表現になったので、読みにくい表現になった。
- ・ 現実的に防腐剤を使用している外材との製材所での分別は難しく、そして内材で防腐剤の塗布されたものが多くなっていることもあり、オガクズでは化学処理されていない分別されたものを入手することが困難になっている。
- ・ こうした現実にもとづいて、規格改正された経過である。
- ・ 合板には接着剤が使用されているので分別されていることが望ましいが、合板由来を除くことがむずかしいならば許容することにするという結論である。
- ・ ただし、分別できるものは分別する、チップ・バーク・草木灰等。
- ・ 敷料だけを認めている。

Q11

- ・ いつリストが完成するか。

A11

- ・ 4月中旬の見込みである。その後に農水省 HP で公開される予定である。

5. 9. 説明会以外に寄せられた意見等

(1) 質問

Q1

判断基準及び手順書は、本年 3 月に公示され 4 月に農林水産省の WEB で公開され、以降 5 年ごとに見直されるということか。

A1

本年 3 月に MRI から農水省へ納品しますので、本年 4 月以降に農水省 Web サイトで公開される。

規格改訂が 5 年ごとにあるため、本手順書も 5 年ごとに見直す必要があり、本事業の検討委員会としても申し入れを行っているが、確定事項ではない。

Q2

判断基準及び手順書に基づき作成される「資材リスト」は、どの団体からいつ公表されるのか。

A2

今年度の農水省事業で作成した「資材リスト」は、上記と同様の扱いになり、本年 4 月以降に農水省 Web サイトで公開される。本リストの有効期限は 1 年間である。

Q3

- ・ 次回の「資材リスト」の登録申請はどのようなスキームでなされるのか。

A3

- ・ 農水省にて、本事業の継続は予算化されておらず、農水省からは民間にて引き継がれることを望むとの発言が説明会であった。
- ・ 民間では、本年 4 月 1 日以降の「資材リスト」の登録申請を「一般社団法人有機 JAS 資材評価協議会」にて受け付けることになっている。

Q4

- ・ 「資材リスト」の登録申請を 24 年度以降は民間団体で行うと説明あったが、団体名は？

A4

- ・ 「一般社団法人有機 JAS 資材評価協議会」である。
- ・ 同協議会は、有機 JAS の認定機関 28 機関で組織され、これらの認定機関で認定事業者（生産者）の 95% の認定を行っている。

Q5

- ・ 土壌改良資材としての赤玉土や鹿沼土を使用する場合、それらの資材は、判断基準及び手順書のどの資材分類を適応すればよいのか。

A5

- ・ 培土関係の基準および手順書は、今回作成されていないため、上記の資材協議会へ個別にご相談願いたい。
- ・ 今回、基準および手順書の対象外となった資材についても、規格に則ってご判断いただける場合がある。

Q6

- ・ 有機 JAS 規格適合資材において、木酢液の使用が認められているが、どのような使用方法で認められているのか。

A6

- ・ 木酢液については、次回作業部会にて引き続き議論される予定。

Q7

肥料に「有機農産物 JAS 規格別表 1 に適合」しているなどの文言は、間違えがなければ表示できます。」とありますが、文言を変えられないでしょうか。

- ・ ≪表示例≫有機農産物 JAS 規格別表 1 に適合（資材）
- ・ （簡略した表示例）有機 JAS 規格適合（資材）・有機 JAS 適合（資材）・有機 JAS 資材

A7

- ・ 肥料が適合していることを示す時、「別表」をはずすことはできない。規格には、生産者の栽培行為を含む意味があり、「別表」の文言は必要。

Q8

- ・ 「農地の生産力の維持が図れないときは肥料及び土壌改良材を使用することができる。」や、「外部から農耕地に資材を投入するときに基準。」と基準書及び手順書に記載があるが、「農地の生産力の維持」とあるのに「容器栽培等で使用する培地の地力の維持」を含めて解してよいか。また、容器栽培に使用する培地に使用する資材をこの適合基準及び手順書で判断してもよいか。

A8

- ・ 容器栽培の問題は、資材評価の問題ではなく、規格解釈の問題であり、本事業としては回答できない。

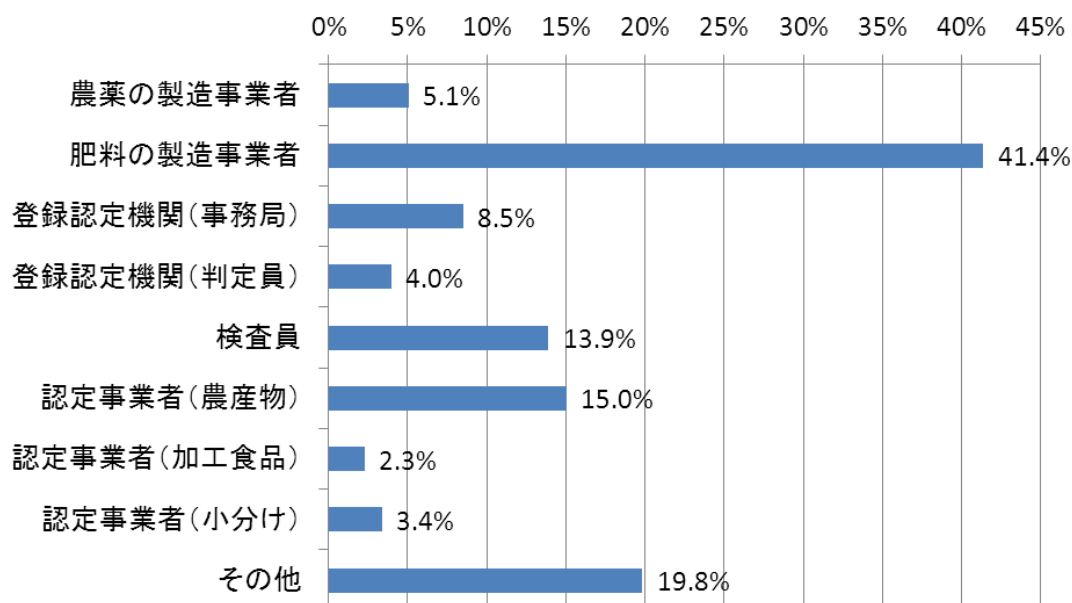
5. 10. 説明会でのアンケート結果

7 会場で行ったアンケートの集計結果を以下に掲載する。

(1) 回答者の属性（複数選択可）（有効回答数：400）

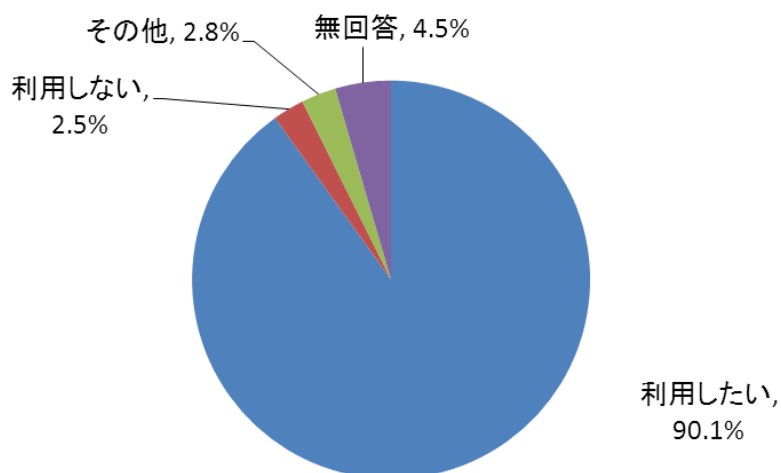
説明会参加者の構成は、肥料の製造事業者が最も多く 41.4%を占める。次いで、認定事業者（農産物）が 15%、検査員が 13.9%である。昨年度と比較して、傾向はほぼ同様である。

（注）登録認定機関（事務局）は 7.5%であり、昨年度より減少しているが、今回申し込み多数の会場については、1 事業者代表 1 名での出席を依頼したことも影響していると考えられる。



(2) 資材リストの利用希望状況（有効回答数：337）

「有機 JAS 適合判断のための基準書・個別手順書(案)」に基づいて、国や第 3 者機関等による適合の証明を受けた資材のリストがあれば利用するか（農薬・肥料の製造事業者の方の場合には、当該資材リストへの自社製品の登録を希望するか）という質問に対しては、9 割が「利用する」と答えており、「利用しない」は 2.5%とごく僅かであった。本結果についても、昨年度と比較して、ほぼ同様の結果となっている。



(3) 資材リストの表示項目

有機 JAS 適合資材リストに記載して欲しい項目について尋ねたところ、資材名が約 8 割で最も多く、次いで製造・販売社名が 6 割であった。この他、製造・販売社の所在地・連絡先、資材の種類、主な用途・使用目的が、いずれも半数程度の希望があった。一方、商品番号は、肥料業界では普及していないことから、17%に留まった。その他、追加表示希望のある項目についても約 5%と僅かであった。

以上の結果より、資材リストの表示項目としては、資材名（商品名）、製造・販売者名の 2 項目を必須項目とし、申請者の希望に応じて、製造・販売者の所在地・連絡先、資材の種類（別表の項目）、主な用途・使用目的 を掲載することが適当と考えられる。

